

第一次桂太郎内閣下の府県廃合計画と福岡世徳・松江市長の上京活動

松江市史編集委員 竹永三男

はじめに

【表1】福岡世徳の松江市長在任期間

推薦年月日	裁可年月日	退任年月日	退任事由
1889年 5月10日	1889年 5月27日	1893年 4月 7日	辞任
1893年 5月 1日	1893年 6月13日	1899年 6月12日	任期満了
1899年 6月 9日	1899年 7月11日	1905年 7月10日	任期満了
1905年 7月 1日	1905年 7月14日	1911年 7月13日	任期満了

出典：『松江市誌』松江市、1941年による

一八八九年（明治二二）四月一日に市制を施行した松江市は、三級にわたる等級選挙により市会議員を選出し、五月一〇日に開催された最初の市会（議長・岡崎運兵衛、議長代理・岡本金太郎）で福岡世徳・岡崎運兵衛・長尾義勝の三名を市長候補者として推薦した（『松江市誌』松江市、一九四一年）。その後、五月二五日、内閣総理大臣・黒田清隆が明治天皇に上奏し、二七日、裁可が得られたことが伝えられた（『官吏（諸官）進退』国立公文書館所蔵）。ここに、福岡世徳が正式に初代松江市長となったのである。この後、福岡世徳は、【表1】のように四期にわたって市長職を務めた¹⁾。即ち、明治期の市制施行後の松江市にあっては、そのほとんど全期間となる二二年余にわたって市長職を務めたことになる。この二二年の間、福岡世徳市長を助役として支えたのは、福岡世徳の後任として松江市長となる高橋義比²⁾であった。

この福岡世徳については「福岡世徳関係文書」（松

江市北堀町・福岡勝重氏所蔵）があり、筆者はその調査・検討を行い、翻刻を進めてきた³⁾。この福岡世徳関係文書は、福岡世徳市長が、その公務に関する重要事項をその都度記録していた文書として、初期松江市政の展開過程を具体的に明らかにするとともに、地方都市の市長の活動実態を究明する史料として高い史料的价值をもつ。本稿は、このような福岡世徳関係文書の中、第一次桂太郎内閣の府県廃合（廃止・統合）計画に関連して、福岡世徳市長が行った上京活動の一部始終を記した『明治三十六年九月 在京日記』ほかの史料により、次の諸点を明らかにしようとするものである。

先ず一では、一九〇三年に第一次桂太郎内閣が行財政整理の一環として策定した府県廃合計画・「府県廃置法律案」の内容を検討し、同法律案で島根県がどのように処置されているかを確認する。次に二では、この府県廃合計画策定の情報が伝えられる中で、全国各県で展開した廃県反対運動の全体的特徴を明らかにする。そしてその上で、現行県域が分割されて廃県となる和歌山県、県域が拡張・存続する岡山県を例として、当該県の地域新聞の論調を検討することにより、府県廃合計画に関する報道とそれに対する各県の対応を分析する。さらに三では、松江市で発行された『山陰新聞』掲載の、桂太郎内閣の行財政整理政策と府県廃合計画に関する論評と関連記事を検討し、その論調を分析する。そして、以上の検討を踏まえて、最後に四で『在京日記』の記事内容を分析し、福岡世徳市長の上京活動の特徴・目的、地方

【表2】1903年の「府県廃置法律案」による府県区域の変動

旧府県名	新府県名	新府県の人口(人)
○ 北海道庁	北海道庁	859,534
◎ 青森県	青森県	1,058,235
× 岩手県	仙台県	1,114,434
◎ 宮城県	仙台県	1,114,434
◎ 秋田県	秋田県	1,422,414
× 山形県	福島県	1,277,314
◎ 福島県	福島県	1,277,314
△ 群馬県	宇都宮県	2,101,549
× 茨城県	宇都宮県	2,101,549
◎ 千葉県	千葉県	1,972,518
△ 埼玉県	千葉県	1,972,518
◎ 東京府	東京府	3,756,603
△ 山梨県	東京府	3,756,603
○ 長野県	長野県	1,262,799
○ 新潟県	新潟県	1,740,350
◎ 神奈川県	神奈川県	1,582,908
× 静岡県	神奈川県	1,582,908
◎ 愛知県	名古屋県	3,042,089
× 岐阜県	名古屋県	3,042,089
△ 富山県	金沢県	2,094,741
◎ 石川県	金沢県	2,094,741
× 福井県	金沢県	2,094,741
△ 滋賀県	京都府	1,810,727
◎ 京都府	京都府	1,810,727
◎ 三重県	三重県	1,071,664
× 和歌山県	三重県	1,071,664
△ 奈良県	大阪府	2,793,780
◎ 大阪府	大阪府	2,793,780
□ 兵庫県	兵庫県	1,814,703
× 鳥取県	兵庫県	1,814,703
◎ 島根県	松江県	953,688
◎ 岡山県	岡山県	1,712,423
= 広島県	広島県	1,692,390
× 山口県	広島県	1,692,390
◎ 福岡県	福岡県	2,464,680
× 大分県	福岡県	2,464,680
□ 長崎県	長崎県	1,439,476
△ 佐賀県	長崎県	1,439,476
○ 熊本県	熊本県	1,149,020
△ 宮崎県	熊本県	1,149,020
◎ 鹿児島県	鹿児島県	1,565,720
◎ 香川県	高松県	1,375,023
△ 徳島県	高松県	1,375,023
○ 愛媛県	愛媛県	992,540
○ 高知県	高知県	620,061
○ 沖縄県	沖縄県	460,221
1道3府43県	1道3府24県	

【凡例】

記号	府県数	県域の変化	県庁
×	10	分割されて消滅	消滅
△	9	一括統合	消滅
=	1	市郡数の増減同値	維持
□	2	一部分割されるも拡大	維持
○	7	現状のまま存続	維持
◎	18	統合により拡大	維持

出典：「内務大臣提出府県廃置法律案」(『明治卅六年公文雑纂 内務省三止 卷十三』国立公文書館所蔵)により作成。

注：①「府県」表記の中には道庁も含む。

②新府県の人口中、北海道庁・沖縄県は、出典史料に記載がないため、『明治大正国政総覧』(東洋経済新報社、1982年復刻版第2刷)の1903年末の数値によった。

一 一九〇三年の第一次桂太郎内閣による「府県廃置法律案」の策定と「松江県」設置案

一九〇三年一月五日、内閣総理大臣桂太郎は、内務大臣が提出した「府県廃置法律案」を明治天皇に上奏し、その裁可を仰いで帝国議会の議に付すことを請うた^③。その内容は、「表2」に示したとおりであって、一八八八年以来続いてきた北海道庁と三府四三県の枠組みを、北海道庁と三府二四県に

都市市長と政府・中央政界との関係を明らかにする。
なお、本稿では、特に断らない限り、引用史料は常用漢字に改め、句読点を適宜補った。

統合するという大規模な改編案であった。この法律案では、表示したように、現状の区域のままで存続するものは、北海道庁・沖縄県の外には、長野県・新潟県・愛媛県・高知県・熊本県のみであり、県域が分割されて周辺県に編入され、その結果として消滅する県(×印)が一〇県、県域が一括して周辺県に統合され、その結果として消滅する県(△印)が九県に及ぶ。これに県域の半分が削減され隣県の半分以上が追加される広島県(□印)、他県の一部が編入されるものの県域の一部が分割される兵庫県・長崎県(□印)を加えると、二二県が、それまで一五年間続いてきた県域を分割されることになり、その中の一九県は、県庁所在都市から県庁が消えることになるといえるのである。そして、その施行期日は、翌一九〇四年四月一日とされていた。この法律案に添えられた「府県廃置法律案理由書」は、このように大規模

な府県区域改編が必要である理由を、次のように述べていた。

交通機関発達ノ今日、府県区域ノ拡張ヲ計ルハ、独り行政ノ整理統一ヲ計ル上ニ於テ緊要ナルノミナラス、治水・道路・港湾・教育等ノ施設ニ於テ其ノ経営ノ完備ヲ謀リ、併テ其ノ経費ノ節約ヲ期スルノ必要アルニ依ル。則チ府県ノ廢置処分ヲ行フハ、時運ノ趨勢ニ照シ最緊切ノ措置ナルヲ認ム。是レ本案ヲ提出スル所以ナリ。

〔明治卅六年 公文雜纂 内務省三止 卷十三〕国立公文書館所蔵
見られるように、交通機関（その中心は鉄道であるが）の発達が府県区域の拡張を必然のものとしていること、それによって国土保全の要である治水事業と各種社会資本の整備、教育施設の完備をはかること、それと同時に、それらに要する経費の節約を果たすことという原則的立場を示していた。

第一次桂太郎内閣の児玉源太郎内務大臣は、一〇月二二日、

現在府県ノ区域ハ旧時ノ編成ニ係リ、交通機関ノ発達セル今日ニ於テ、地勢ノ状況ニ応シ其廢合ヲ行フハ機宜ニ適シ、行政整理上必要ナルト同時ニ、府県事業ノ経営ニ於テ利便大ナルモノヲ認ム

との理由を付して、この法律案を議会に提出するため、閣議の決定を求めた（「秘甲第一五一号 府県廢置ニ関スル件」『明治卅六年 公文雜纂 内務省三止 卷十三』国立公文書館所蔵。即ち、桂内閣がこの「府県廢置法律案」を策定したのは、何より「行政整理」・「財政整理」の一環としての意味を持っていたのである。

法律案の第十九議案提出が閣議で内定を得たことをうけて、一月五日、内閣総理大臣は各省に対して、府県の「廢置ニ関し、法律案提出可相成モノ有之候ハ、至急御調査ノ上御提出相成候様」との照会を行った。その結果、翌六日、曾禰荒助大蔵大臣から「農工銀行法改正案」の提出が内閣総理大臣

に連絡され、内務省による関連法令規則の検討と併せて、法律案の帝国議会提出準備が進められた。^①

この「府県廢置法律案」が帝国議会で成立すると、「表2」及び前述のような府県区域の大規模な再編の中で、仙台県・宇都宮県・名古屋県・金沢県・松江県・高松県の六県が、それまでの県庁所在地市名をもった新たな県として誕生することになった。^②そして、その一つとして、島根県は、鳥取県の中の伯耆国部分即ち、東伯郡・西伯郡・日野郡の三郡を合して松江県となることになっていった。その人口は九五三、六八八人。二八道庁府県の中で二五番目であった。そして、『公文雜纂』所収文書には明記がないものの、その県名からして当然松江市は、拡大した県の県庁所在地となるはずであった。^③

しかし、このようにして準備が整えられた「府県廢置法律案」であったが、その結末は、衆議院の「解散ノ為、提出ニ至ラサリシモノ」となってしまう^④。二月一〇日に開会された第十九通常議会の冒頭、河野広中衆議院議長が「勅語奉答文」をかりて内閣を厳しく弾劾したため、衆議院が直ちに解散となったことによるものであった。「松江県」の誕生は幻となって消えたのである。

以上のように、第一次桂太郎内閣が行財政整理の一環として策定した「府県廢置法律案」は、出雲・石見・隱岐・伯耆の四か国から成り、松江を県庁所在地とする「松江県」の誕生を予定するものであったが、その詳細が正確に伝えられないまま、行財政整理の一環として桂太郎内閣が府県の廢合を計画していることが新聞で報道されると、これまでに廃県の経験をもつ諸県を中心に全国的な動揺が起り、廃県反対運動が展開された。そして、島根県においても、県庁所在地である松江市の福岡世徳市長が、上京して活発な活動を展開するのであった。

二 廃県反対運動の全国的展開

(1) 『東京朝日新聞』の報道と廃県反対運動の全国的展開

第一次桂太郎内閣が府県廃合計画を策定していることが新聞に明確に報道されたのは、『東京朝日新聞』の場合、八月二日の記事が初見である。「府県廃合の議」と題するこの記事は、その内容を次のように報じていた（傍線は竹永による）。

府県郡区廃合の議は、久しき以前より裁判所廃合の議と共に政府の或る部分に行はれ、整理論の起る毎に必ず提出せられざることなく、今回も亦一問題として講究せられつゝあるものゝ如し。提議者の理由とする所を聞くに、現行の府県郡区配置は、通信及び交通の不便なりし二十余年前の制度に係れり。其後、郵便・電信局の増設は勿論、鉄道も公私を合せて四千哩以上に上り、通信上に交通上に大に便利を加へたれば、現制の如くに小なる行政区域を立つるを要せず、行政庁の廃合を行ひ得るの余地少からずと云ふにありて、整理・調査の主任大臣等も、其の道理ある主張を認めざるにあらざるも、従来の実験に徴するときは、町村の廃合さへも其関係人民の間に種々なる故障を生じ、自治団体に少からざる紛議を来したる例少からず、若も府県郡区の廃合法案を議会に提出することとならば、関係地方の議員挙つて反対運動をなし、容易ならぬ騒動を醸すことある可し。当局者に於て、寧ろ労多くして功少きの憾ある可しとして、未だ何れとも決定せずといふ。

『東京朝日新聞』一九〇三年八月二日付。なお、『大阪朝日新聞』も「東京電報（一日発）」として同じ内容の記事を掲載していた。）

傍線を施した「提議者」の府県廃合理由は、前章で示した「府県廢置法律案」

の提案理由と同じであり、この記事が政府・内務省関係者に対する取材に基づいて書かれた正確なものであることをうかがわせる。

この後、後掲の表に示したように、和歌山県の『紀伊毎日新聞』が八月四日、「行政整理の内容」と題する記事を掲載し（表5）、岡山県の『山陽新報』も同日、『二六新報』の記事として、同じ「行政整理の内容」との記事を掲載して（表6）、それぞれ、児玉源太郎内務大臣・曾禰荒助大蔵大臣・清浦奎吾司法大臣によって行政整理計画の策定が進み、その一環として府県廃合が断行されると報じ、具体的県名も挙げていた。

こうして府県廃合計画が新聞で報道され始めると、廢藩置縣後の県の統廃合の實際経験に照らして廃県の懸念をもつ県や、新聞紙上で廃県対象として報じられた県から反対運動が始まり、全国的展開を見せていった。その動きを『東京朝日新聞』によつて整理したものが【表3】である。この表から確認できるように、『東京朝日新聞』が報道した反対運動は八月一日の佐賀県に始まり、急速に全国化していった。【表3】に挙げた県は、九州では佐賀県、四国では香川県・徳島県・愛媛県、近畿では奈良県・滋賀県、中部では福井県・岐阜県、関東では埼玉県・千葉県・茨城県・群馬県・栃木県、東北では山形県・岩手県の二五県に上っている。後述するように和歌山県でも反対運動が組織的に展開していることから、こうした反対運動は『東京朝日新聞』の報道をこえて拡がっているのである。

そこで先ず、廃県反対運動の全国的様相を示す【表3】とその元になる『東京朝日新聞』記事に基づいて、廃県反対運動の論理と運動の組織的特徴を検討しよう。

廃県反対の論理が明確に報じられているのは、山形県の場合である。

山形県の廃県反対運動 去る五日、山形市長の發起にて協議会を開きた

る結果、第一、秋田県と合併するときは、両端の延長百数十里に及び、交通の不便甚だしきこと、第二、両県事物の進歩著しく懸隔あり、諸般の施設並行し得ざること、第三、県税負担の上に不公平を生ずること等の理由を以て絶対的反対を唱ふるに決し、運動に着手する筈なり

〔東京朝日新聞〕一九〇三年一月九日付

長大・広大な県域をもつ新県が作られて交通上著しい不便を来すこと、統合される複数の県はそれぞれに経済・社会の発展段階が異なるため、県政施設の公平な展開が困難であること、さらに税負担額の異なる県が合併することで負担の不公平が生ずることなど、およそ府県合併から市町村合併まで、行政単位の合併が行われる際に登場する反対の論理が、ここでも提示されている。合併が、当該諸県の内部から提起されたのではなく、行財政整理による経費の節減という政府の論理に発していることからすれば、当然のことであつた。

このような論理に基づいて展開した反対運動は、これを組織面から見ると、いくつかの特徴を指摘することができる。

第一に、各県ごとに見れば、廃県反対運動の中心になっているのは、当該各県の県庁所在都市であつたことである。佐賀県の廃県反対運動は、佐賀市議会関係者が「県民の輿論を喚起し必死の運動を為すに決」したことなどから始まっているが〔『東京朝日新聞』一九〇三年八月二二日〕、このことは全国府県廃合反対運動に共通していた。その際、和歌山市で組織された県廃合問題調査委員会委員の選任を委嘱されたのが、加藤市長・森市会議長・志賀商業会議所会頭の三名であり、委員会は市会議場で開催されたように〔『紀伊毎日新聞』一九〇三年一月二二日付〕、市当局・市議会・経済団体が一体となって組織的に運動を展開し、これに県会議員と県選出代議士が加わる

というのが運動組織の一般的形態であつた。

第二に、当初は当該県内、とくに県庁所在都市で始まつた廃県反対運動は、運動の組織化とともに運動の舞台を県内郡部と東京に拡げていった。奈良県の場合、八月二三日に奈良市の公会堂で開催された非廃県有志者大会には、県選出の両院議員以下一五〇余名が参加し、次のような決議を挙げた〔『東京朝日新聞』一九〇三年八月二四日付〕。

一 全県委員を市より五名、郡より三名出す事

一 両院議員を以て常任委員と為す事

一 必要に依りて上京委員を派出する事

一 事務所を奈良実業協会に置く事

第三に、各県ごとの運動の組織的展開とその東京進出を経て、一月末になると廃県反対運動は全国的に結集し、組織化されていく。一月二六日、東京で廃県に反対する各県選出の代議士が連合事務所を組織し〔『東京朝日新聞』一九〇三年一月二六日付〕、この廃県反対連合委員会で各党訪問委員が【表4】のように選任された。この表から、この政党訪問運動は、廃県対象とされている各県の現・元衆議院議員が党派を超えて参加していること、彼らが自身の所属政党・会派の工作を担当していること、その中には県庁所在都市を選挙区とする議員が少なくとも八人いること、佐賀市長、前大津市長、和歌山市議会議長などがいることなどを確認することができる。即ち、この運動は、廃県対象県の県庁所在都市を中心として、当該県の衆議院議員が主導し、市政界・経済界の代表者が参加して展開されていると言えよう。この後の一二月三日、伊勢勸業を会場として「府県廃合反対同盟会」が一八県・一二〇余名の参加（中、代議士七〇余名）で開催され、奈良選出の代議士・木本源吉（中正俱樂部）の开会挨拶の後、福井選出の代議士・牧野逸馬（立

及び福岡世徳・松江市長の活動

<p>福岡世徳・松江市長の活動</p>	<p>『東京朝日新聞』『山陰新聞』『山陰』の報道</p>
	<p>(社説)「新内務大臣と地方政」 「府県郡区廃合の議」 「府県廃合論者の気焰」 (社説)「政党と地方政務」 「府県警察部廃止説」 「警部長廃止説否認」 (社説)「整理事業如何」</p> <p>《『山陰新聞』の行政整理批判社説》 『山陰』連続社説「二政の整理(一)整理の大綱」 『山陰』「(二)文部省全廃の議」 『山陰』「(三)府県廃合の議」[28日に続編(四)あり] 「行政整理彙報」(北海道庁廃止ほか)</p>
<p>(福岡世徳市長の上京活動)</p> <p>松江出発→米子→溝口→新庄(泊) (『公務手帳』) 新庄→勝山→坪井→津山→岡山(泊) (同上) 岡山→神戸→(車中泊) (同上) 午前7時55分 新橋着(同上) (『在京日記』)</p> <p>福岡世徳市長の情報収集・陳情活動</p>	<p>『山陰』「(五)郡衙廃止の議」 『山陰』「(六)補助費削減の議」 『山陰』「(七)地方費節約の議」(6日・9日に続編(八)(九)) 『山陰』「(十)結論」 (社説)「予算編製と整理事業」 「県廃合に就て」</p> <p>「政友会の行政整理案」「司法省と整理」 法制局「整理案の起草」(府県廃合含む)</p>
<p>零時五十分 新橋発(『公務手帳』) →神戸→岡山→津山→坪井(泊) (同上) 坪井→美甘→溝口(泊) (同上) 溝口→米子→[松江] (同上)</p>	<p>「府県廃合」</p> <p>「進歩党と兩政整理」(府県廃合も調査) 「府県廃合と裁判所廃合」 「十九議会の重要議案」(府県廃合含む) 「府県及裁判所廃合案発表期」(1ヶ月後とす)</p>
	<p>「府県廃合に就て」(政府法案提出決意)</p> <p>「廃合の府県」 (社説)「府県の廃合」</p>
	<p>「東北廃合の内容」(東北六県衆院選挙区変化)</p> <p>内務省「府県廃合案再調査」(反対請願書を参考)</p>

山陰新聞の連続社説

【表3】第一次桂太郎内閣による1903年の府県廃合計画と全国各県の反対運動

月	日	政府・内務省・政党の動き(『公文雑纂』ほか)	全国各地の府県廃合反対運動 [()内は『東京朝日新聞』掲載日]
7	30		
8	2	地方長官会議開会	佐賀 非廃県協議会(『朝』8. 12) 香川 廃県反対運動委員上京(『朝』8. 14) 佐賀 商業会議所が非廃県運動委員選出(『朝』8. 15) 福井 廃県反対運動有志者上京(『朝』8. 19) 福井 若狭、敦賀郡民福井廃県に賛成陳情提出の筈(『朝』8. 20) 滋賀 京都府への合併反対決定(『朝』8. 21) 佐賀 廃県反対委員上京決定。商議所会頭上京へ(『朝』8. 22) 奈良 廃県反対運動協議会(『朝』8. 21)
	4		
	4		
	6		
	7		
	10		
	11		
	12		
	13		
	18		
9	2	滋賀 廃県反対県民大会、200名参加(『朝』9. 6)	
	3		
	5		
	11		
	13		
	16		
	17		
	18		
	19		
	20		
10	1	(内閣内での府県廃置法案提出準備) 内相、「府県廃置ニ関スル件」閣議請議(『公雑』) 内務省文書課長、内閣書記官に資料追送(同上)	埼玉 埼玉県廃止反対演説会開催(『朝』10. 7) 山形 廃県反対で重立ち集会予定(『朝』10. 8) 栃木 宇都宮で県廃合問題協議会(『朝』10. 12) 埼玉 廃県反対運動委員協議会(『朝』10. 16) 埼玉 廃県反対運動協議会(『朝』10. 26)
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	12		
	14		
	15		
	24		
25			
11	3	5日、「内務大臣提出府県廃置法律案」の裁可と帝国議会付議を上奏(『公雑』)。同日、内閣総理大臣、各省大臣に関連法律案の有無を照会。6日(大蔵・司法・逓信)、7日(海軍)、17日(外務)、18日(陸軍)に各省より、関連して改正を要する法律無しと回答	山形 協議会で廃県絶対反対決議(『朝』11. 9) 群馬 有志会で廃県反対運動決議(『朝』11. 13) 千葉 廃合反対同盟会、檄文起草中(『朝』11. 15) 岩手 市役所で廃県反対運動協議(『朝』11. 19) 山形 山形市長、商議所会頭ら内務省に廃県反対陳情(『朝』11. 21) 岩手 廃県反対懇親会開催、1000人参加(『朝』11. 25) 茨城 廃県反対運動開始、千葉統合でも県庁は水戸を要求(『朝』11. 25) 岩手 旧仙台藩領の県議、宮城県での統合に賛成(『朝』11. 27) 連合 廃県反対各県代議士ら聯合事務所組織(『朝』11. 27) 愛知 岐阜廃県に賛否あるにより愛知は合併に否定的(『朝』11. 27) 徳島 県議会、内相宛の非廃県建議を満場一致決議(『朝』11. 30) 埼玉 廃県反対演説会予定(『朝』11. 28) 千葉 府県廃合反対同盟会千葉町協議員集会(『朝』11. 29)
	5		
	8		
	12		
	14		
	15		
	17		
	20		
	23		
	23		
26			
26			
26			
26			
28			
12	1	政友会竹越、調査委員報告(『朝』12. 2) 進歩党大会、政友会大会それぞれ開会(『朝』12. 4) 政友会、党議で廃合反対決定と報道(『朝』12. 9) 第19通常議会開会 衆議院解散 3月1日に総選挙執行の詔勅(『朝』12. 13)	千葉 府県廃合反対協議。岩手県会、内相宛反対意見書決議(『朝』12. 2) 連合 府県廃合反対同盟会開催、決議・規約を決定(『朝』12. 3) 岩手 県廃合反対陳情のため県会議員24名上京(『朝』12. 5) 連合 府県廃合反対同盟会各県から107名上京(『朝』12. 7) 埼玉 廃県反対同盟会500名集会。会長は浦和裁判所判事(『朝』12. 7) 岩手 旧仙台藩領も含め、県会は一一致して廃県反対(『朝』12. 7) 山形 廃県反対運動委員、政進両派各1名状況(『朝』12. 8) 連合 府県廃合反対同盟会、新聞通信各社員を招待、要請(『朝』12. 9) 連合 府県廃合反対同盟会、運動方針協議。(『朝』12. 9) 山梨 県議、新聞記者連合して非廃県演説会(『朝』12. 10) 滋賀 廃県反対運動のため大津市から2名上京予定(『朝』12. 9) 岐阜 府県廃合、裁判所廃合反対意見書を県会で可決(『朝』12. 10) 茨城 県廃合反対同盟会大会、目的貫徹を決議(『朝』12. 11) 香川 県会議長、廃県は公益障害と内相宛に意見書提出(『朝』12. 11) 埼玉 廃県反対運動委員、運動方針協議(『朝』12. 11) 岩手 上京中の廃県反対運動の県議、帰県(『朝』12. 13)
	2		
	3		
	4		
	6		
	7		
	7		
	7		
	8		
	8		
	9		
	9		
	10		
	10		
	11		

出典:『東京朝日新聞』『山陰新聞』及び『公務手帳』『明治三十九年 在京日記』(福岡世徳関係文書)により作成

【表4】廃県反対連合委員会選任の各党訪問委員

訪問担当党派	訪問委員氏名	出身県	衆議院議員経歴①	選挙区②	所属党派③	当選選挙回	県議	その他の主要職歴④
立憲政友会	西谷金藏	鳥取県	衆議院議員(現)	鳥取県	立憲政友会	4補~8, 10~12	○	県農会長、県農工銀行取締役、山陰物産会社社長
	石谷董九郎	鳥取県	衆議院議員(元)	鳥取県	立憲政友会	3・4・6	○	県農工銀行頭取、鳥取電灯社長
	小河源一	山口県	衆議院議員(現)	山口県	立憲政友会	7~12		弁護士
	酒井岩造	滋賀県	衆議院議員(現)	大津市	立憲政友会	8		大津市会議員、大津市助役、大津市長
	森懋	和歌山県	衆議院議員(現)	和歌山市	立憲政友会	8・9	○	弁護士、和歌山市会議員、県実業会長
	宮杜孝一	岩手県						
	石丸勝一	佐賀県						佐賀市長
憲政本党	平井由太郎	奈良県	衆議院議員(現)	奈良県	立憲政友会	8	○	農業
	古井由之	岐阜県	衆議院議員(現)	岐阜県	立憲政友会	7~10	○	農業、羽二重織物経営、高須貯蓄銀行ほか取締役
	江藤新作	佐賀県	衆議院議員(現)	佐賀市	憲政本党	4~9		
	箕浦勝人	大分県	衆議院議員(現)	大分県	憲政本党	1~15		宮城師範校長、東京府会議員、朝知新聞社長、通信次官
	松原九郎	岐阜県	衆議院議員(現)	岐阜県	憲政本党	7~9	○	農業、大垣共立銀行・大垣貯蓄銀行取締役
	中島祐八	群馬県	衆議院議員(現)	群馬県	憲政本党	2~4・6~8・10補・11補	○	農業、上野新聞発刊
	金岡又左衛門	富山県	衆議院議員(元)	富山県	同志倶楽部	4・6・7・9	○	県会議員、富山電灯社長
帝国党	今村勤三	奈良県	衆議院議員(元)			1・13	○	県会議員、県農工銀行取締役
	岡井藤之丞	岐阜県	衆議院議員(現)	岐阜市	帝国党	8~10	○	県会副議長
	一之倉貫一	岩手県	衆議院議員(現)	岩手県	帝国党	7・8		県獣医学校長、郡長
中正倶楽部	谷澤龍蔵	滋賀県	衆議院議員(元)	大津市	帝国党⑤	4・5・7・9	○	弁護士、滋賀県会議員
	下村善右衛門	群馬県	衆議院議員(現)	前橋市	中正倶楽部	7・8	○	上毛物産・第三国立銀行取締役、関東水力電気取締役
	三井忠蔵	山口県	衆議院議員(現)	下関市	中正倶楽部	8・9	○	下関市会議員、彦島電灯・直方電灯社長
	牧野平五郎	富山県	衆議院議員(現)	富山市	中正倶楽部	8・10	○	呉服商、十二銀行取締役、富山実業新聞創刊
同志集会所	桑原政	茨城県	衆議院議員(現)	水戸市	中正倶楽部	5・7・8		工部大学校助教、豊州鉄道取締役、明治炭坑社長
	牧野逸馬	福井県	衆議院議員(現)	福井市	立憲政友会⑥	7~9		弁護士
	川越進	富山県	衆議院議員(現)	富山県	政友倶楽部	1・2・4・8・10	○	県会議員、日州織物肥料社長、北郡郡長
同志研究会	関信之助	茨城県	衆議院議員(現)	茨城県	政友倶楽部	2~11	○	水戸市会議員、弁護士
	城重雄	宮城県	衆議院議員(現)	宮城県	無所属⑦	8・9	○	高鍋学校長
	望月小太郎	山梨県	衆議院議員(現)	山梨県	無所属⑦	7~9・12~15		大蔵省・農商務省嘱託、英文通信社長

注：①「衆議院議員経歴」は現職(現)、元職(元)の別を示した。
 ②「選挙区」は、市部と郡部に分け、郡部は県名を記した。
 ③「所属党派」は、第十八回帝国議会会期終了日(1903年6月4日)の所属党派を掲げ、元職の所属党派およびそれ以降、第十九回帝国議会会期中(同年12月10日開院式、12月11日解散)までの党派移動は別に注記した。
 ④「主要職歴」は、『議会制度百年史 衆議院議員名鑑』所掲のものの中から書き上げたが、1903年時点での職業を示すものとは限らない。
 ⑤谷川龍蔵 第十七回帝国議会会期末の所属
 ⑥牧野逸馬 1903年12月3日、立憲政友会から無所属に異動。
 ⑦1903年12月1日、無所属から同志研究会結成に参加。
 出典：『紀伊毎日新聞』1903年11月29日付・12月3日付、『東京朝日新聞』1903年12月7日付
 『議会制度百年史 衆議院院内党派編』衆議院・参議院編刊、1990年、『議会制度百年史 衆議院議員名鑑』衆議院・参議院編刊、1990年
 戦前期官僚制研究会編・秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会、1981年により作成

憲政友会から、この日無所属に異動)を会長として次の決議を挙げ、規約を決定した。

決議

政府が第十九議案に提出せんとする府県廃合法案は、行政財政整理の趣旨に反し、且地方自治の基礎を破壊するものと認む。依て吾人同志は本案に対し絶対に反対す

規約

- (一) 廃県反対の聯合事務所の事務を統一し、運動を敏活ならしむる為、聯合各府県より二名宛、都合廿八名の委員を設くる事
- (二) 会計監督三名を設くる事
- (三) 決議案・意見書の起草及大会・懇親会開催の件は、凡て委員に一任する事

しかし、このような反対運動の全国的展開の中で、府県廃合に賛成し、これを歓迎する動きも少数ながら起こっていた。四国の徳島・香川・愛媛三県を廃合するという情報が出ると、八月二十九日、「丸亀県」の設置を求める運動のために上京するという動きが香川県から現れた(『東京朝日新聞』一九〇三年八月三〇日付)。この丸亀県設置運動については、大浦兼武も承知しており、後述するように、面会した福岡世徳市長に話している(22ページ、【史料7】参照)。複数の県が統合されて県域が拡大すると、これも後述する元田肇の言に見られるように(22ページ、【史料8】

参照)、県庁がその中間地点に設置されることを見込んで、これに賛成する動きが出てくるのである。同様のことは、北関東でも見られた。群馬県と栃木県の廃合情報を承けて、両県はいずれも自県が合併の主体となって相手方を併合することをくろむ一方、広大な県域の中央に位置するとして、足利町が県庁所在都市になるべく名乗りを上げるといふ具合であった(『東京朝日新聞』一九〇三年一〇月一三日付)。

さらに、こうした県庁の位置をめぐって地域利害がぶつかり合う動きの外に、旧藩領、旧国で廃県反対運動を展開し、あるいは逆に、廃合反対論に抗して廃合に賛成するという錯綜した動きも見られた。例えば、後掲【表5】で示したように、和歌山県の『紀伊毎日新聞』は、次のように述べて、旧紀州藩領の一体性を保持するという見地から、和歌山県の分割・廃県に反対していた。

我和歌山県の如きは、無論独立するのみならず、地形上よりするも、三重県の一部即ち旧紀藩の領分たりし南北牟婁郡を始め、奈良県の一部宇智・吉野二郡等は我県に編入し、以て彼の紀の川・新宮川の水利を応用して商工業の発達に利するに於いても当然のことなるは、敢て識者を待て語るまでもなき見易き説なるに、政府当局は何を苦しむで本県を割て一部を三重県に、一部を大阪府に合せんとする挙あるが如し、無謀も亦た甚しといふべし。我輩は信ず、此の分合の挙たるや、政費の節約の帰するが如く説くもあるも、左はあらず、全く交通の機関完備したる地より合同するものとして、決して本県の如き不便なる地は存在せしめざるべからず。有志者たるもの、これが反対の運動に怠らざらむことを希望して止まざるなり

(「府県廃合に就て」『紀伊毎日新聞』一九〇三年一月一五日付)

また、岩手県では【表3】で確認できるように、市役所での廃県反対運動の協議に始まり(『東京朝日新聞』一九〇三年一月一九日付)、廃県反対懇親会が一、〇〇〇人の参加で開催され(同前一月二五日付)、廃合反対陳情のため県会議員二四名が上京する(同前二月五日付)など廃県反対の活発な動きが続くが、その中で、旧仙台藩領の県議が宮城県への統合に賛成するという一幕も報じられていた(同前一月二七日付)。宮城県議会は、最終的には廃県反対で一致したと報じられているが(同前二月七日付)、県内の政治的対抗が地域的対立をとって現れる際に、旧藩領の区分が意味をもつものとして現象している例である。同様に福井県では、若狭国の敦賀郡民が福井廃県に賛成陳情を行うと報じられていたが(同前八月二〇日付)、これは、越前・若狭二国から成り、旧藩領も異にする一郡が独自の動きを示して廃県反対の足並みが揃わない例である。【表2】が示すように、府県廃合を行う政府が、旧国などを単位として廃合計画を策定する一方、廃県反対運動を展開する各県の側でも、旧藩領・旧国や郡など府県の枠組みに先立つ地域区分が、府県の枠組みに立脚する廃県反対運動に抗する動きを見せていたのである。

このような運動の全国的展開過程で、知事の中からも政府の政策に異論を唱えたり、廃県反対運動に「公然助力」するなど、政府の府県廃合計画に反対するかのような動きも現れた。

まず、府県廃合に対する正面からの反対ではないが、福岡県の河島醇知事が、「府県廃合といふ漢として要旨を得ず」という段階の言ではあるが、「整理の手には何れより着くべきか、是れ先づ深く注意せざるべからざるなり」という見地から、一方で鉱山監督署・土木監督署など国の出先機関と府県との権限の錯綜を調整し、他方で町村合併を前提に有給町村長を置いてこれに

所轄町村内の警察権を与えるなどした上で、制度改革を府県に及ぼすべきだと論じ、「地方長官は単に内務省に隷属するが如き状態あるは、其の当を得たりと謂ふを得ず」と述べていた(『山陰新聞』一九〇三年八月一四日付)。

そして、さらに、自県の廃県反対を言明する知事も現れた。『紀伊毎日新聞』一九〇三年一月二〇日付記事「府県廃合に就て本県某長官談」は、伯爵で貴族院議員の和歌山県知事・清棲家教の実名を避けつつ、

府県廃合問題は、閣議に於て略ぼ確定したるもの如く報しつゝあるも、実際に於て反対の態度に出ずるは早計の恐れありと。而して地方長官としての該問題に対する意向は勿論政府の命令に従はざるべからざるも、本県地方としては飽く迄反対の行動に出でざる可からず。亦た貴族院議員としては賛否何れかに帰着す可からざるは言を俟たずして明かなれども、兎に角法案として現はるゝ迄は觀望の位置に立たざる可からざるなり云々

と報じ、清棲知事が和歌山県の廃県に明確に反対していると報じていた。このような知事の動きは、『内務省史』第三卷(大霞会、一九七一年。茨木廣「第五章 地方長官会議」)が指摘した知事の二重性、即ち、「国の総合出先行政機関の長」としての地方長官と、「府県自治体の長」としての知事という二重性に起因するものであったと言えるものであり、当然起こりうることであった。

こうした動きに対して、内務省は、廃県反対運動を「黙認」していた当初の姿勢から転じて、規制に乗り出したと報じられた。後掲の【表6】に示したように、

府県廃合指定の知事等は、府県の利害と云ふよりは寧ろ自己の糊口上下り打算して、暗に人民を煽動し、廃県反対の声を熾にせしむる向もあり

やにて、内務省も初の程は黙認せしも、近頃は公然運動に助力するものもあるより、斯くては形式的にもあれ政府の行政方針に反対するものなれば打棄置かれずとて、兩三日前、一片の内訓を發したりと

(『山陽新報』一九〇三年一月二九日付) というのである。後掲【表5】で示したように、『紀伊毎日新聞』二月八日付「政府府県反対に干渉す」記事も、次のように報じていた。

政府は、府県廃合には左程重きを置かざりしが、其後反対の氣勢高まるに随ひ、余り度外視する訳にも行かず、且つ議會対策上交換問題として成べく強硬の態度に出づるの得策なるを知り、昨今躍起となり反対に干渉し、各府県に於て市町会が反対運動費の支出を決議するものに対しては之を取消さしめ、運動費は寄附を以てすべしと厳命し、有力者に対し、知事より上京せざる様通告せしめたりと

県庁所在都市を中心とした市・町挙げての反対運動に、地方行政の統轄系統を通して財政的・人的に規制を加えているのである。

(2)和歌山県及び岡山県の動向

この項の最後に、府県廃合計画の中で廃県対象となった和歌山県と、隣県の一部(広島県東部の旧備後国部分)を併合して拡大・存続する岡山県について、それぞれの地域新聞の記事をもとに、その動向の詳細を検討しておく。

【表5】は、和歌山県の『紀伊毎日新聞』が報じた府県廃合関係記事を一覧表にしたものである。一九〇三年の下半期のみを見ても、桂太郎内閣の行政整理政策に関しては継続して報道しているが、府県廃合計画が具体的に報じられるのは八月四日が初めてである。

しかし、当初は、奈良県を京都府に、三重県を愛知県に統合すると報道

するなど（「行政整理の内容」八月四日付）、和歌山県の廃県に関する情報もたらされていなかったこともあつてか、コラム「無茶苦茶我記」が府県廃合賛成論を二度にわたって展開していた（八月三日付、一五日付）。このような『紀伊毎日新聞』が、和歌山県の廃県に反対する主張を明確に展開したのは、前述（11ページ）の二月一五日付「府県廃合に就て（本県）」記事が最初であり、同月一八日付「府県の廃合」記事では、内務省が全国の一九県を廃止すると決定したと報じた。この報道の後、和歌山市長・市会議長・商業会議所会頭ら市の行政・経済界が挙げて反対運動を展開したことは前述のとおりである。この廃県反対運動の中で、反対の理由を最も体系的に論じたのが森市会議長であつた。『紀伊毎日新聞』は、その主張を一月二六日、二七日の二日にわたって詳細に報じているが、中央政府の整理で二〇〇〇万円節減できるにも拘わらず、「四十余万円の政費節減をなさんがため十余県を廃し千四百万の生霊を窘しめんとする」ことは認められないとするその要旨は次のとおりであつた。

一、地勢上、大阪府と和歌山県は葛城山を境とし、畿内・南海道と所属・氣候・人情・風俗を異にし、「且つ数百年來、藩政治下に固有の習慣を馴致しありて彼此土地の情況を異にするか故に、地方經濟を同ふし、其負担を共にし、地方税支弁の事業を協同して施行するに適せず」。

二、地方税負担に差違があり、大阪府に合併されれば和歌山県民にとっては増税となる。

三、地方庁が大阪に移れば、そこへの往復に要する時間と費用が増加する。

四、府會議員数は、大阪選出が四四人、和歌山選出が九人（東牟婁郡が三重県に入れば八人）となり「思ふ様にならざる」ことは想像に難くない。

五、和歌山県庁廃止による官吏俸給等国費の送金減少などで経済的損失があ

るほか、和歌山市は「荒涼の郷と變ずる」（この点については、四で詳述）。もつとも、『紀伊毎日新聞』は、反対一色の論陣を張っていた訳ではない。二月一〇日付の翠岳生署名の論説「廢県問題に就て」は、府県廃合は地方問題でなく国家問題であり、「人文の進歩と交通の発達とに依りて自然行政区域を拡張するは当然の事」であると政府の「府県廢置法律案」の提案理由と同じ主張を展開し、法律案未提出の問題に「自己一身又は一市一郡の利害の爲め賛否を決する」ことを批判していた。

このように廢県対象となつた和歌山県で、和歌山市を挙げての反対運動が展開されていたのに対し、県域が拡大・存続する岡山県では、『山陽新報』が【表6】に示したような報道を展開していた。ここでは、府県廢合計画の具体案に関する情報がその都度報じられるとともに、府県廢合が政府の行政整理計画の一環として策定されたものとしてどのような實際的效果をもつかについての検証記事、各地の反対運動を踏まえた「府県廢置法律案」の成否に関する報道など、多面的な報道がなされていたことが分かる。

以上のように、第一次桂太郎内閣による府県廢合計画の策定と「府県廢置法律案」の帝國議會提出準備は、とくに廢県対象とされた各県の反対運動とその全国的組織化を呼び起こした。前年の日英同盟の締結による國際關係の整備を前提として、対露開戦氣運が高まる中、第一次桂太郎内閣は、一方では、教科書疑獄事件など政府の責任を激しく追及する声に囲まれていた。対露開戦を視野に、政治・軍事・財政全般にわたる挙国一致体制のための元老の再登場を求めて一時は辞職したものの、それが却下された桂太郎内閣は、廢県反対運動の全国展開中で、引き続き厳しい政治状況の中にあつたのである。

月	政治情勢・行政整理関係記事	府県廃合関係記事	和歌山県・和歌山市関係記事
10	<p>13 東京電報12日、桂首相の内務大臣兼任、児玉源太郎の内務大臣免職と参謀次長任命を報ず(10.13)</p> <p>14 「府県分合と区裁判所」記事、某行政裁判所評定官の言として、府県分合の難事であるに比し地方裁判所の減少は容易だが、刑事裁判証人出頭の便宜から廃止後の復活を予想し、区裁判所と登記所は現状でも過少と報じる(10.14)</p> <p>17 「憲政本党の調査事項」記事、調査会の整理区分の「行政に関する分」として、文部省廃止、司法省廃止、警視庁廃止、郡制廃止、府県廃止などの事項を報道(10.17)</p>	<p>8 「府県廃合と経費節減」記事、内務省が「時勢の進運と交通機関の発達とに鑑み」、府県廃合法案を次期議会に提出すると伝え、15県が廃止され、年経常費約40万円節減と報道(11.8)</p> <p>16 「政府廃合と両案」記事、府県廃合に15、6県を廃合する児玉源太郎案と、廃合を4、5箇所止める清浦奎吾案の2案があったが、閣議は東京・埼玉を中心に2、3の府県を廃合することに決したと報道(10.16)</p> <p>21 「府県廃合と政友会」記事、政友会が調査させているとする栗原亮一・櫻井駿両代議士の談として、「三十有余年の久しき風俗習慣等の歴史的自然的関係より形成せる府県組織を打破改造して、僅かに二十万円内外の金額を減殺せんよりは郡制改正がよよし、将来交通機関完成後に畿内・8道に道庁を設置し、中央政務の一部を分与するとともに、郡制を廃止し、町村区域を拡張するのがよよしと報道(10.21)</p>	<p>7 10 嘉仁皇太子、和歌山県内巡遊</p>
11	<p>19 「裁判所の廃合」記事、行政整理の結果廃合される裁判所を報じ、総計20万円の節減と報道。控訴院3か所を廃合〔函館→仙台、名古屋→東京、広島→大阪〕廃県と同時に廃止する地方裁判所19(ママ)〔岩手・山形・埼玉・群馬・栃木・茨城・山梨・静岡・富山・福井・岐阜・滋賀・奈良・和歌山・鳥取・山口・徳島・佐賀・大分・宮崎〕</p>	<p>14 「府県廃合と議員数」記事、府県廃合で代議士等が第一に苦心するのは選挙法で、当局は調査中として、法案議会通過後は代議士数は2、3名増加と見込む(11.14)</p> <p>18 「府県の廃合」記事、「我が社の確信する所」として、閣議決定の廃合による節減額が48万9千円、廃止県数19県なるも、地方からの具申により、廃合案は節減額の範囲で内務省に委任され、内務省が21県の廃合、岩手・山形・群馬・埼玉・茨城・山梨・富山・福井・岐阜・滋賀・奈良・和歌山・鳥取・山口・愛媛・徳島・佐賀・大分・宮崎の19県の廃止を決めたこと、県庁所在地、廃合県と被併合県の別は調査中と報道(11.18)</p> <p>26 東京・芝・紅葉館にて府県廃合反対代議士会開催。発起人は木元源吉(奈良)、佐竹作太郎(山梨)、酒井善造(滋賀)。外に牧野逸馬(福井県)ら衆議院議員9人、岐阜市長堀口有一・福井市助役塚原儀三郎ら30余名出席し、代議士及び各地方上京委員で組織する「廃県反対聯合事務所」の設置などを決議。12月23日頃に「聯合総会」の開催を予定(11.29)</p>	<p>15 「府県廃合に就て(本県)」記事、政府の府県廃合案について、沿革及び地形・交通からして和歌山県が独立して存続すべき事を主張し、廃止案を批判(11.15)</p> <p>20 「府県廃合に就て本県某長官談」記事、その言として、議会未提出の今反対するのは早計だが、地方長官としては政府の命令に勿論従わねばならぬ。和歌山県としては「飽く迄反対の行動に出でざる可らず」、貴族院議員としては賛否いずれかに帰着せねばならぬが、法案が現れるまでは観望せざるをえないと伝う(11.20)</p> <p>21 廃県問題協議会の委嘱を受けた加藤和歌山市市長・森市会議長・志賀商業会議所会頭によって選任された調査委員15名、市会議場で会合(11.22)</p> <p>24 加藤和歌山市市長らと県会議員との協議の席上での森市会議長挨拶を、2日にわたって紹介(11.26-27)</p> <p>28 「有田支局報」、府県廃合で「和歌山市は打撃を受く」が有田郡は痛痒なしとする意見に対し、大阪府に合併されれば町村長の出張日数・費用が嵩んで人民の費消額が増加して民力休養に反するほか、県域が三重・大阪に分割されれば法人財産の処分にも困るなどとして有田郡への影響を主張(11.28)</p>
12	<p>3 政友会大会、「行政財政の整理は十分なる実績を挙げん事を期す」などを決議(12.5)</p> <p>5 「行政整理の発表」記事、5日付「官報」に「政府の所謂行政整理」の内容が発表されたと報道。廃止機関は、臨時沖繩県土地整理事務局、官業調査所、肥料礦物調査所、農工商高等会議、政務調査委員会、鉍毒調査委員会等(12.8)</p> <p>10 河野広中衆議院議長、本会議で内閣弾劾の「奉答文」を朗読(12.12)</p> <p>11 衆議院解散(12.12)</p> <p>— 「政友会の整理案評(当局者の談)」記事、判任官廃止、内国旅費・庁費削減案を無稽と批判(12.12)</p> <p>— 「予算不成立と財政計画」記事、明治37年度予算は前年度予算(36年度=35年度)を執行、予定予算では府県廃合に50万円、裁判所廃止に20万円を含むと解説(12.13)</p>	<p>3 12月3日午前8時25分発「東京電報」、「府県廃合に対する反対聯合会を開き、委員を選定其他の決議を為す。氣勢盛んなり」と伝う。10月に長崎市で開催した関西各市聯合会で廃県反対運動の実施を決議した結果、聯合会の運動展開と報道(12.4)</p> <p>5 廃県聯合委員会開催(於伊勢勘)、福井市の牧野逸馬座長にて運動経過を報告。運動方針を協議し、各党訪問委員を選定(12.9)</p> <p>— 「政府府県反対に干渉す」記事、府県廃合反対運動の高揚に対し、政府は「対議会策上交換問題として成べく強硬の態度に出づるの得策」として、市町村会の反対運動費支出決議を府県当局に取り消させ、有力者に上京を中止するよう知事に通告させる措置をとったと報道(12.8)</p>	<p>2 非廃県問題調査委員会、市会議場で開会、出席委員8名、森衆議院議員の電報につき協議し、加藤市長が委員1名を伴い、5日上京することを決定(12.4)</p> <p>5 加藤和歌山市市長、在京の森衆議院議員の「至急上京せよ」との電報を受け、6日の新聞記者招待会には出席せず、急速上京。廃県反対調査委員、和歌山市書記等見送り(12.6)</p> <p>6 和歌山市市長ら廃県反対運動者、6日に市内各新聞記者を風月庵に招待し、「彼我の意見を一致せしめ歩調を共にせんことを協議」する予定。</p> <p>10 「廃県問題に就て」論説記事(署名・翠岳)、府県廃合は地方問題でなく国家問題であり、「人文の進歩と交通の発達とに依りて自然行政区域を拡張するは当然の事」として、法律案未提出の問題に、「自己一身又は一市一郡の利害の為に賛否を決する」ことを批判(12.10)</p>

【表5】『紀伊毎日新聞』(和歌山県)所載の「府県廃置法律案」関係記事

月	政治情勢・行財政整理関係記事	府県廃合関係記事	和歌山県・和歌山市関係記事
7	<p>4 「行政整理と各省」記事、対議会約束の整理額を大蔵省が各省に按分するも陸海軍省は反対などと報道(7. 4)</p> <p>13 宮中で伊藤博文(枢密院議長)、山県有朋・松方正義(枢密顧問官)親任式(7. 16)</p> <p>15 児玉台湾総督、内務大臣に任命と報道(7. 16)</p> <p>18 「増租提出準備」記事、伊藤博文の枢密院入りにより、桂内閣・大蔵省は増税・地租増徴案再提出と報道(7. 18)</p> <p>19 「財政処理の案」記事、明治37年度予算の歳入出差額3000万円内外の処理策として消極・積極の二策を紹介報道(7. 19)</p> <p>25 「山本海相と行政整理」記事、児玉内相就任で決意の固まった行政整理に山本海相のみ反対と報道(7. 25)</p> <p>25 「政界雑記」記事、明治37年度の歳入欠陥1600万円補填のための行財政整理案を報道。府県廃合には触れず(7. 25)</p> <p>26 「両政整理二案」記事、行政・財政整理に曾禰蔵相案と貴族院案があると報道。両案とも府県廃合には触れず(7. 26)</p>	<p>28 「郡役所廃止の案」記事、8月開催の地方長官会議で郡役所廃止案が地方長官に諮問されると報道(7. 28)</p>	
8	<p>6 「行政整理鈍案」記事、桂内閣の行政整理案に、内閣ほか9省の現制を内閣ほか4省に廃合する鈍案と文部省廃止等に止める小刀案があり、後者に決したと報道(8. 6)</p> <p>7 「評論 反対論漸く起る」記事で文部省廃止反対論を紹介(8. 7)</p> <p>11 「文部省存廃問題」論説記事、有用の文部省を経費節減目的で廃止するとして無用視した菊池前文相らの責任を追及(8. 11)</p> <p>22 「経費節減と増税」記事、内閣が行政整理で経費節減を図る一方、積極的政策のため財源不足になれば砂糖消費税率引き上げ・煙草官営に至るか報道(8. 22)</p> <p>25 「文部省廃止問題」論説記事、廃省論の目的を詳細に報道(8. 25)</p>	<p>4 「行政整理の内容」記事、児玉・曾禰・清浦三相の調査した行政整理案を報道。文部省廃止、郡の自治制廃止、中央政府官吏3分の1減員、鉄道の特別会計移行のほか、府県廃合を断行し、奈良を京都に、佐賀を長崎に、福井を石川に、三重を愛知に合併等と報道(8. 4)</p> <p>9 「整理瑣談」記事、行政整理の内容を観測した中で、政府は「大に府県廃合を断行する決心なり」と報道(8. 9)</p> <p>13 「府県廃合と司法機関縮小」記事、政府当局の言として、いずれも交通機関の発達度合に密接に関係と報道(8. 13)</p>	<p>13 コラム「無茶苦茶我記」、「自治の原子は町村にある」と交通の発達という理由から、「地方官会議に提出せんとする府県廃合」に大賛成と主張(8. 13)</p> <p>14 「行政整理に就て」論説記事、文部省・警視庁の廃止、府県の合併、裁判所の減少という政府の行政整理案を是認、なお補助金改革、戸籍法・登録法の改正と族籍記載の廃止を主張(8. 14)</p> <p>15 コラム「無茶苦茶我記」、裁判所経費節減につながるとして府県廃合を可とする自説を再論(8. 15)</p>
9	<p>4 「行政整理の二方面」記事、行政整理の大綱稍定まると報道(9. 4)</p> <p>5 「裁判所廃合説の実情」記事、行政整理で司法省削減額40万円達成の為、区裁百余か所、地裁・控訴院若干の廃止に至ると報道(9. 5)</p> <p>13 「行政整理案と法制局」記事、児玉・曾禰両相の大規模な行政整理案に清浦法相が反対するなど閣内の対抗を報道(9. 13)</p> <p>15 「郡制改正案」記事、行政整理主任が、郡管掌事務を市町村または府県に移し、郡を単なる行政庁とする郡制改正案を法制局が起草するはずと報道(9. 15)</p> <p>20 「文部省の存置」記事、政府が前言を翻して文部省を存置することに決したと報道(9. 20)</p> <p>29 「司法省の行政整理」記事、控訴院の廃止、官吏の減員等一通り調査結了と報道(9. 29)</p>		

注：①各記事冒頭の数字は、当該事項の日付。

(14 ページ上に続く)

②末尾の()内の数字は、当該記事掲載の『紀伊毎日新聞』発行日。

③各記事冒頭の「」は、記事見出し。

出典：『紀伊毎日新聞』1903年7月～12月(和歌山大学紀州経済史文化史研究所所蔵マイクロフィルム)により作成。

【表6】『山陽新報』(岡山県)所載の「府県廃置法律案」関係記事

月	日	「府県廃置法律案」関係記事(冒頭の「」内は当該記事の見出し、末尾の()内は記事掲載紙の日付)
8	4	「行政整理の内容」記事(『二六新報』転載)、児玉内務・曾禰大蔵・清浦司法三大臣の行政整理案として、文部省廃止、農商務省官署の府県庁移管、鉄道の特別会計化、中央政府の官吏3分の1削減、郡の自治制廃止とともに、「府県の廃合を断行す。奈良を京都に、佐賀を長崎に、福井を石川に、三重を愛知に合併す。此他埼玉、千葉、東京、神奈川及東北に二、三箇所、総計六、七箇所」と報道(8.4)
	15	「府県参事官廃止の議」記事、「郡役所の廃止、府県の廃合と共に、府県参事会を廃すべしといふの議、目下当局者の間に行はれつゝあり」と報道(8.15)
	18	「府県廃合案」記事、「府県廃合論は、行政整理の衝に当れる三大臣中、曾禰蔵相最も強硬なる主唱者の由にて、之に関する法律改正案は、多分第十九議院に提出せらるゝならんと云ふ」と報道(8.18)
	26	「府県廃合と選挙区」記事、「府県廃合に連動するものとして選挙区の変動・県名の変更を挙げ、選挙区の改正を要する件は、「従来の選挙区を存置し、特に第一選挙区、第二選挙区と云ふが如き区画を設くべしとの説もあり」と報道(8.26)
	29	「府県廃合案」記事、「府県廃合の件に就き更に聞く所に依れば、九州にては佐賀、宮崎、大分の三県を廃して他に合併し、近畿にては奈良、和歌山の二県を大阪府に、滋賀県を京都府に合併し、又関東方面にては埼玉県を東京府に合併し、千葉、茨城両県を一県となすの計画なりと云ふ」と報道(8.29)
	30	「北海道庁廃止の議」記事、「行政整理の結果、北海道庁を廃し、之に代ふるに県制を実施し、従来の支庁を郡に改め、又北海道庁の管掌に属する鉄道部を挙げて鉄道局の直轄たらしめんと議あり。調査の進行如何に拠りては実行を見るかも知れず」と報道(8.30)
9	6	「政友会と府県廃合及取引所問題」記事、6日の協議員会でこの2問題については政府案に反対の立場で、臨時委員に調査させ、「殊に府県廃合問題に就ては、地方党務の異同に關係する頗る大なるを以て、其利害に付十分調査をなし、来る議院に於て政府が本案を提出せし場合の参考となし」と報道(9.8)
	17	「府県廃合調査」記事、行政整理にともなう府県廃合につき浮説に基づく「大騒ぎ」を憶測と批判し、「實際整理の当局者は、単に地図上より幾何的分合を為すが如き粗漫のものにあらず、各地方の人情、風俗、歴史、習慣は固り、就中最も地形上の便利に重きを置きて調査せしものなれば、夫の千葉、埼玉を東京に合せ、滋賀を京都に合すが如きは、或は自然の結果なるべきも、四国を二県と為し、徳島、香川、愛媛の三県を合して丸亀県を置くが如きは、万之なき事にして、多分香川を愛媛に合せて三県と為すべく、他も大概之に準ずべしと云ふものあり」と報道(9.17)
	22	「府県廃合談の行惱」記事、「行政整理に伴ふ府県廃合に対しては、従来の歴史及風土、人情の異同により地方的大反対あるのみならず、地方経済其他法律關係等より、特に数県を廃合したりとて、其経費総額四十八万余円にして、財政上より見るときは格別の整理にもあらざるべしとの理由にて、目下の所、尙未定に属し居るが、多分見合わせとなるべしとの説あり」と報道(9.22)
	22	「両政整理案の内容」記事、「府県の廃合は九州、四国、中国、近畿、東海道の互りて、其県名は嘗て報じたる所と大差なく……去れども府県廃合問題は、地方の利害に大關係あるを以て、到底議院を通過せざるべし」と報道(9.24)
10	2	「府県廃合反対の一説」記事、「地方的關係を離れ財政上より反対する」説として、僅か40余万円の経費節約のために「非常の風俗を異にせる種族を一にし、同一なる命令の下に之を支配するは、策の得たるものに非ずと云ふに在り」と報道(10.2)
	2	「内定の廃合府県」記事、『東京朝日新聞』1903年10月1日付と同内容の府県廃合案を報道(10.2)
	4	「府県廃合法律案」記事、「行政整理により府県廃合に関する法律案は、愈々第十九議院に提出する由なるが、其廃止さるべき地の地方裁判所も同様廃止さるべしと。而して其地名は、議院に提出するまでは双方とも秘密になし置く筈なり」と報道(10.4)
	20	「府県廃合と貴族院」記事、「府県廃合に就ては地方的感情より反対頗る多く、各代議士も反対に同情を寄する者多きを以て、貴族院は公平無私に国家永遠の利害より觀察し、決する所あらんとて、既に各団体の問題に上り居れり。尤も同院の多数は、目下の政府案賛成の態度なりと云ふ」と報道(10.20。21日付にも再掲載)
	21	「行政整理と法律改正案」記事、「府県の廃合・裁判所の区画変更は議院の協賛を要するため、それによる経費削減額は来年度予算に計上されておらず、整理による経費削減額も各種法律改正案が通過するか否かで増減すると報道(10.21。22日付にも再掲載)
11	13	「府県廃合と選挙法其他」記事、「府県廃合に依り代議士の第一に苦辛するは選挙法なるが、右は其筋にても最も深長に調査を加へたる由にて、其結果二、三名の代議士増加する事となるべく、且府県制は尤も重大なる關係あるより地方局にて調査し、孰れも廃合案と同時に議院に提出する由なるが、府県廃合は政府にても大反対あるべきを覚悟し、十分に通過を予期し居らずといふ」と報道(11.13)
	20	「府県廃合に伴ふ一困難」記事、閣議決定の府県十九か所について、原案議院通過後に、各府県の「特種の財産」の処分について苦情百出し、当局者も苦心するため、調査が急がれていると報道(11.20)
	26	「府県反対知事への訓令」記事、「府県廃合指定の知事等は、府県の利害と云ふよりは寧ろ自己の糊口上より打算して、暗に人民を煽動し、府県反対の声を熾にせしむる向もありやにて、内務省も初の程は黙認せしも、近頃は公然運動に助力するものもあるより、斯くては形式的にもあれ政府の行政方針に反対するものなれば打棄置かれずとて、兩三日、一片の内訓を發したり」と報道(11.29)
12	8	「県廃合の異動」記事、既報以後の一、二の変更点について、「山形県全部を秋田に合併する如く伝へられたるもの、今は同県中米沢市及び置賜三郡を福島県に編入せらるゝ事となれり」と報じ、併せて東北六県の衆議院議員選挙区についての「政府案」を報道(12.8)
	12	「内務省提出法律案」記事、内務省が第十九議院に提出する法律案として、「府県廃合に関する法律案」ほかを報道(12.12)

出典：『山陽新聞』1903年8月～12月(岡山県立記録資料館所蔵マイクロフィルム)により作成。

三 『山陰新聞』の行財政整理・府県廃合計画に対する論評と 廃合対象県に関する報道

島根県松江市で発行されている『山陰新聞』は、「松江新聞を譲り請け総て組織を改革し、題号を改め、紙幅を広め、更らに第一号より隔日発行務めて山陰の改良を謀るの責めに当らむことを期す」と宣言して、一八八二年五月一日に創刊されたものであるが、福岡世徳はその創刊号に「印刷長」として名を連ねていた(『山陰新聞』第一号、一八八二年五月一日)。「山陰新聞」は、以後、自由党系自由民権運動から立憲政友会に至る政治的系統の主張を貫いたが、政治的立場を同じくする福岡世徳は、従って、松江市長在任中も『山陰新聞』の有力な読者であったと考えてよい。

その『山陰新聞』は、【表3】に示したとおり、一九〇三年八月二二日から九月一日まで、「二政の整理」と題する一〇回の連続社説を掲載した。その論説の各回の題名と要旨・掲載日は次のとおりであった。

- (一) 整理の大綱 (八月二二日)
児玉内務大臣・曾瀬大蔵大臣・清浦司法大臣による整理事業策定を歓迎しつつ、「緊縮」と「整理」は異なるとして、冗費を節約し積極的施設は推進することを求める。
- (二) 文部省全廃の議 (二三日)
財政節約論、文部省無用・無能論、文部省を二政整理の犠牲とする論に反駁して文部省廃省論を批判し、「吾輩は寧ろ陸海軍を挙げて之れを全廃し、以て平和の率先者たるを以て自ら任ずるの却りて正義にして人道の福音たるを知る」と断言する。

(三) 府県廃合の議 (二七日)

鉄道・通信・汽船の発達、北海道及び台湾各県の面積との比較を根拠として、府県廃合計画は早計ではないとし、「山陰道の如く、北海道・台湾に比して尚交通運輸の不便なるものあるにもせよ、府県廃合は必至の趨勢なりと断ずるに於て、吾輩は未だ其不可なるを知らざるなり」とする。

- (四) 府県廃合の議 (承前) (二八日)
さらに、財政上よりする府県廃合の効果を確認した上で、府県廃合とともに知事の権限拡張、警部長の廃止と知事によるその権限の兼併、効果のない参事官の廃止を主張する。そして、府県廃合の困難を予測して、人情・風俗・交通・運輸に配慮した廃合推進を求める。

- (五) 郡制廃止の議 (九月二日)
中間機関としての郡衙の廃止とその経費の府県・町村への配分を主張する。

- (六) 補助費削減の議 (三日)
当該事業が「保護に馴れて独立すること能はざる」ようになる補助費は削減すべしと主張する。

- (七) 地方費節約の議 (五日)
「財政の源泉は地方に存する」、「地方苛めの中央温りの最も其可を見ざるは論なし」との立場から、地方の財源を涵養するために中央・地方が節約の連帯責任を負うことを求める。

- (八) 地方費節約の議 (承前) (六日)
保護事業の拡張が「政党政派の其私を済さんとす」に因るとして批判し、前述の諸経費節約論を再論する。

(九) 地方費節約の議 (承前) (九日)

府県廃合とともに市町村合併を主張し、さらに、地租割の制限超過に限度を設定すること、「細民の其徳に浴するものある」ことから「戸数割なる一種の人頭税も亦大に節約」すべしと主張する。

(十) 結論 (二一日)

「唯単に歳入出の均衡さへ数字の上に相均しからしむれば足れりとする」政府の二政整理策を批判し、「財政整理の要とする処は、民の膏血を浪費せざるに在りて、即ち生産的に之を利用」することを求める。

見られるように、桂内閣の行財政整理策を数字合わせと批判し、府県廃合・地方費節約を重点に、積極的な二政整理、即ち、府県費・補助金を削減して生産的経費を拡充することで地方を「涵養」することを求めるものである。そして、そのためには、陸海軍を全廃して「平和の率先者たる」ことを求めるといふ急進的な主張も展開していた。

『山陰新聞』が、このような論調の中で、桂内閣の「府県廃置法律案」と同様の理由も根拠として、府県の廃合を承認していることが注目される。加えて、次に述べる『山陰新聞』記事「府県廃合と本県」からすれば、島根県が鳥取県に併合されるという情報が伝えられていたと見られる。福岡世徳市長は、このような『山陰新聞』の社説を読み、島根県は廃県という情報にも恐らく接した上で、「二政の整理」の「結論」が掲載された六日後に東京に向けて出発した訳である。

福岡世徳市長が在京中の九月二三日、『山陰新聞』は、論説「府県廃合の予想」で、「府県廃合は正しく其時なるべし」、「府県廃合は……如何に之れを廃合せば、地理・人情・風俗・交通等よりして、其宜しきに適するかの問題にして、廃合の可否は已に決せられたるものと見るも不可なし」と断言した上で、政府が府県廃合によって議会を操縦し、増税と交換しようとしていると批判し、

「政党者流の未だ容易に廃合の可否を言はざるもの」との批判も展開した。『山陰新聞』は、このように桂太郎内閣の行財政整理政策とその一環としての府県廃合計画を原理論的に検証する一方、府県廃合の具体案に関する情報も伝えていた。

この後の一〇月一日、『東京朝日新聞』が廃合府県に関する具体的情報を伝えた中で、「山陰道の島根、鳥取二県は小県なれども交通不便の為め其儘存置する筈なり」と報じたが、この記事は、その翌々日の一〇月三日、『山陰新聞』に「廃合の府県」と題してほぼそのまま掲載されていた。そして、その前日の一〇月二日、「府県廃合と本県」と題する次の記事が『山陰新聞』に掲載された。

府県廃合の結果、本県を鳥取県に併合するが如く伝ふるものありしも、其実は鳥取県を廃して本県に合するの地理上其当を得たるものあるよし。両県を合併するは事実なるも、行政機関の重要なものは、依然として当市を中心とする予定なるか如しと、東京より社友の許へ来信するものありき(『山陰新聞』一九〇三年一〇月二日付)

以上の検討から、福岡世徳市長が東京に向けて出発する前の『山陰新聞』は、桂内閣の行財政整理政策に対して八月末から長大な社説で論評を加えた中で府県廃合に賛成しており、府県廃合の具体計画に関しても島根県を鳥取県に併合するとの情報があつたこと、しかし、福岡世徳市長が在京中の一〇月一日に『東京朝日新聞』やこれに続く『山陰新聞』の報道から、島根県の廃県や松江市からの県庁移転はないとの見込みが生じていたことが確認できる。

四 福岡世徳・松江市長の上京活動

以上のような、第一次桂太郎内閣が行財政整理の一環として計画した府県廃合をめぐる新聞報道、その中で廃県・分割が予想される諸県の反対運動の展開の中で、福岡世徳市長は上京し、活発な活動を展開した。¹²⁾

福岡世徳市長は、「明治三十六年九月十七日松江出發、府県廃合問題付上京、同二十日東京へ着、麴町相模屋ニ投宿。十月六日東京出發、同九日帰松ス」という日程で、東京での活動を展開した(福岡世徳『備忘録』)。次に掲げた【表7】は、東京(新橋)到着から帰松のための東京出發までに、市長が訪問し、来訪を受け、また連絡をとった全ての人物を、その属性別に整理して書き上げたものである。また、【表7】に示した各訪問者が福岡世徳市長の依頼に応じて収集・提供した情報を『在京日記』の記述から抜き出して示せば、次のとおりである。

【史料】福岡世徳市長が上京活動中に入手した情報(表7)の情報1と情報15)

①各情報提供者の肩書は、戦前期官僚制研究会編／秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会、一九八一年、遠山茂樹・安達淑子編著『近代日本政治史必携』岩波書店、一九六一年(ここでは一九七一年刊行の第7刷を利用)、衆議院・参議院編刊『議会制度百年史 衆議院院内会派編』及び『議会制度百年史 衆議院議員名鑑』一九九〇年による。

②氏名の後の日付は、『在京日記』記載月日。

③常用漢字にない文字は常用漢字に改め、句読点を適宜補った。

【史料1】松平直亮伯爵(旧松江藩主家当主)の「御話ノ先」(九月二一日)

大浦 松方 松浦内務秘書官 西園寺公等

猶西園寺公ノ添書ヲ以テ桂總理大臣ニ面会ノ御見込

【史料2】若槻礼次郎大蔵書記官兼参事官(九月二二日)

府県ノ廃合ハ不可ナキモ、現今ノ如ク自治制ノ儘ニテハ、之ヲ廃合スルモ各国自カラ利害ヲ異ニスレハ、円満ニ地方ヲ益スル能ハス。故ニ、廃合スルナレハ、自治制ヲ改メ、県庁ハ政府ノ出張所ノ如クシ、長官ノ権限ヲ拡メ、県会等ヲ廃スレハ実効アルヘシ。然レトモ、現政府ハ自治制ノ儘ニ廃合スル見込ナランモ、之ヲ議會ニ提出シ、議會ノ反対アレハ強テ之ヲ貫クト云フ程ノ勇氣ハ無カル可ク、所謂議會操縦ノ方略ナルヘク、議會ニ於テモ反対多ク、到底衆議院ヲ通過スルコト難カルヘシ。故ニ、松江ノ県庁ヲ他ニ移サレンコトヲ防クニハ、非廃合論ヲ唱フル方利ナルヘシ云々

【史料3】松平子爵¹³⁾(九月二五日)

府県廃合按ハ政府ヨリ提出スヘシ。併シ烟草製造専売按ヲ通過セシムル為メノ掛引按ナルヘシ云々
又久保田文部大臣ノ新任モ、二、三ノ大臣カ決定セシ予算ニテ実行スヘシトノ条件付ノ由云々

【史料4】山口宗義日本銀行理事(九月二六日)

例ノ件、大蔵総務長官ニ就キ探リ見タルニ、實際知ラサルモノ、如シ。大蔵省ニ於テハ予算ノ側ニ於テ金額ヲ定メ、其金額内ニ於テ廃合ヲ為ス次第二テ、何県ヲ廃シテ何県ニ合スル等ノ事ハ関係無シ。尔シ府県ノ廃合按ヲ帝國議會ニ提出スル事ハ決定シ居ルモノ、如クナレトモ、未ダ枢

月日	9月29日(火)	30日(水)	10月1日(木)	2日(金)	3日(土)
天候	雨	曇	雨後曇	大雨	曇
松江市・島根県関係者	◎松平直亮③ ◎山口一④	(受)山口宗義(電話) △原田起城 帝	◎松平直亮② ○松平長③ ◎山口宗義⑥ 情報11 『東京朝日新聞』情報12 (受)園山勇(電話) 政	◎安井一② 会食 ◎山口一②	◎松平直亮③ 情報13 △山口亮 ◎千家尊福② 官 (発)園山勇 政 ◎岸清一① 依頼
政友会関係	×江原素六⑥	◎伊藤大八① 依頼 ◎元田肇② 依頼 情報8 ◎江原素六③ 情報9 (発)大岡育造(江原面会) ×桜井駿④	◎桜井駿① 情報10		(発)伊藤大八
関係	◎大浦兼武① 官 情報7				
未詳			◎小山善④ ◎北尾一⑤	□笹岡元甲	
子息		(受)福岡禄太郎(電話) □福岡禄太郎	□福岡禄太郎	□福岡禄太郎	□福岡禄太郎
刀剣ほか	◎菊井金次郎②(受取) ◎赤坂・古物店⑤(観刀)			◎今村長賀①(鑑定依頼)	
通信	(受)(発)高橋義比 (受)子松長太郎	麴町郵便局で替金受取 (発)福岡マツ (発)高木謙之助	(受)『島根新報』 (受)太田臺之丞	(発)佐々田懋(電話不在) (発)高木謙之助 (発)太田臺之丞	

月日	4日(日)	5日(月)	6日(火)
天候	半晴	半晴	晴
松江市・島根県関係者	△安井泉 ○山口宗義① ◎松平子爵④ 情報14 官 □谷清瀬 ◎谷清瀬⑥ ○若槻礼次郎② 官 ○梅謙次郎③ 学 官 □小川秀太郎	◎松平直亮③ 情報15 ○安井一④ ○山口一⑤ □雨森辰太郎(禄太郎と)	
政友会関係		×伊藤大八①	◎伊藤大八① 情報16
関係			
未詳		□谷末恭蔵 ◎北尾一②	
子息	□福岡禄太郎	□福岡禄太郎	
刀剣ほか		◎今村長賀⑥(刀受取)	
通信	(受)高橋義比 (受)田代岑美 (発)小包2個	(発)福岡マツ	(受)福岡マツ (発)笹岡元甲

〔凡例〕
◎ 訪問し面談したもの ○ 訪問したが面談の有無不詳 × 訪問したが不在又は面談なし □ 来訪あり面談したもの △ 留守中に来訪あり面談なし
①②… 当日の訪問順序
依頼 上京用件につき依頼 情報 情報入手(番号は史料参照) 官 昼食の饗応を受ける 夜 夕食の饗応を受ける 宿 訪問先にて宿泊する
政 立憲政友会所属衆議院議員(現・元)
帝 帝国党所属衆議院議員(現) 貴 貴族院議員(現) 官 官界 学 学界 島 島根県関係
(発) 福岡世徳の発信 (受) 福岡世徳の受信

出典：『明治三十九年九月 在京日記』
(福岡世徳関係文書)
『議会制度百年史』(衆議院・参議院編刊、1990年)各巻により作成
※島根県・松江関係者については、沼本龍氏のご教示も得た。

【表7】福岡世徳市長の上京活動(未定稿)

月日	9月20日(日)	21日(月)	22日(火)	23日(水)	24日(木)
天候	雨	雨	雨	大雨	晴
松江市・島根県関係者	◎松平直亮② 〔依頼〕〔夜〕 ○安井一③ ○山口一④ ×高橋慶太郎① 〔政〕	◎松平直亮③ 〔情報1〕〔屋〕 ◎千家尊福① 〔官〕〔依頼〕 ◎松平子爵② 〔依頼〕〔貴〕 □谷清瀬	◎山口宗義② 〔依頼〕 ◎若槻礼次郎① 〔情報2〕	◎梅謙次郎① 〔学〕〔官〕〔依頼〕〔夜〕	○千家尊福④ 〔官〕 ○谷清瀬③ ◎園山勇⑦ 〔泊〕〔政〕
政友会関係			◎伊藤大八④ 〔依頼〕		×元田肇② ×大岡育造⑤
関係					
未詳					×北尾一① □谷末一 ×渡部和光⑥
子息	□福岡禄太郎	□福岡禄太郎	□福岡禄太郎		
刀剣ほか			◎今村長賀③(研ぎ依頼)		
通信	(発)福岡マツ (発)福岡禄太郎 (発)高橋義比(2回)	(受)福岡マツ(小包)	(発)福岡マツ (受)向坂 (受)高木謙之助 (受)岡本	(発)園山勇	(発)高橋義比

月日	25日(金)	26日(土)	27日(日)	28日(月)
天候	半晴	晴	曇	半晴
松江市・島根県関係者	○松平子爵③ 〔情報3〕 園山勇① 〔政〕(前夜泊) ×原田越城② 〔審〕 △岩崎潤平 △北尾漸一郎	□山口宗義 〔情報4〕 □谷清瀬 △園山勇 ×岸清一②	×梅謙次郎① □岩崎潤平	◎松平直亮④ 〔夜〕 ◎梅謙次郎① 〔学〕〔官〕〔情報5〕 ◎原田越城② 〔審〕〔情報6〕
政友会関係		○大岡育造① ○松田正久④ ×江原素六⑤ ○河野広中⑥		
関係		×大浦兼武③ 〔島〕		
未詳	◎北尾一⑥ △片岡元甲	□笹岡元甲	□小山善	△北尾一
子息	□福岡禄太郎	□福岡禄太郎		□福岡禄太郎
刀剣ほか	遊就館観覧⑤ ◎菊井金次郎⑦(研ぎ依頼)			刀剣会事務所③(観刀)
通信		(受)(発)福岡マツ		

(20ページ上段に続く)

密院ノ議ニハ付セラレス、此先キ枢密院ニ於テ不同意アレハ格別、否ラサレハ内閣内定ノ儘議會ニ提出セラルヘシ。而シテ、佐賀、奈良、宮崎、福井、四国ノ或ル県ノ如キハ、廃県ト為ルヘシ。中国ノ県ハ毫モ知レス。或ハ^{廃県}北^北無カランモ難計、兎ニ角是以上ノ事ハ知レス。猶他ノ方法ヲ以テ聞合セ、分り次第報知スヘシ云々

【史料5】梅謙次郎法政大学総理（九月二八日）

吉原地方局長ニ内々問フタルニ、島根県、鳥取合併ノ議モ始メニハ有之シモ、遂ニ其議ハ止ミタルコトナレハ、多分心配ハ有之間敷トノ事ナリシヲ以テ、猶万一合併ノ議アルモ、県庁ノ所在地ノ事ハ能々話シ置キタレハ、将来若シ變ルコトアレハ通知シ呉ル、都合ナレハ、其際ニハ内報スヘシトノ事

【史料6】原田起城衆議院議員（帝国党・隠岐選出）（九月二八日）

府県廃合ノ事ハ政府ヨリハ提案スヘキモ、議會ニ於テハ通過セサルヘシ。猶若島根、鳥取合併スルコトトナレハ、県庁移転論ハ必ス起ルヘキモ、費用ノ点ニ於テ其議行ハル、コト無カルヘシ云々

【史料7】大浦兼武通信大臣（元島根県知事）（九月二九日）

鉄道ノコトハ、是迄局外ヨリ見テモ山陰道ノ不便ナルコトハ大ニ感セシ所、今其局ニ当ル以上ハ、経済ノ許ス限り速ニ敷敷スルコトヲ図ル考ナリ云々

此度ノ行政整理ハ、内閣ニ於テハ国家百年ノ計ヲ立テ、苟モ是ト信セシコト、仮令如何ナル障礙ニ逢フモ屈スルコト無ク之ヲ貫ク覚悟、府県廃

合ノ如キハ内務ノ主管ナレハ、未ダ其成按ハ聞カサレトモ、是迄モ内閣ニ於テ決定セシ以上、運動等ノ為メ決シテ動クコト無シ云々

猶四国ノ各県廃合ノ事新聞ニ上ルヤ、各県衆議院議員上京シテ運動ヲ始メ、最初、徳島、香川、愛媛ノ三県ヲ合シ、丸亀ニ県庁ヲ置クトノ事新聞紙ニ掲ケタルヤ、香川県ノ有志者ハ賛成ノ意ヲ表セシカ、其後更ニ徳島県ハ存置シ、愛媛、香川ノ両県ヲ合シ、松山ニ県庁ヲ置クトノ事新聞紙ニ掲ケタルトキニハ、香川県ノ運動者ハ忽チ反対ノ運動ヲ始メタリ。如此各県運動委員ノ陳情ニ依テ内閣力動ク様ノコトニテハ、一モ効ヲ奏スルモノニアラス云々

【史料8】元田肇衆議院議員（立憲政友会・大分県選出）（九月三〇日）

大分県モ廃スルトノ説アレトモ、分明ナラス。島根、鳥取合併ノ事ハ、仮令島根ヲ廃スルモ鳥取ニ県庁ヲ置クコトハ万々アル可カラス。県庁ハ必米子ナルヘシ。米子ハ中国鉄道モ畢竟通スルナルヘク、且ツ、甲県ヲ廢シテ乙県ニ合スルト云フハ、甲県ハ非常ニ感情ヲ悪シクスルヲ以テ、寧ろ両県ヲ廢シ新タニ一県ヲ置クコト、ナレハ、双方ノ感情ハ大ニ緩和ス。兎ニ角話ノ次第ハ承ハレリトノコト。大分県モ之ヲ廢スルトスレハ、福岡県ニ合併ハ不同意ナリ云々

【史料9】江原素六衆議院議員（立憲政友会・東京市選出）（九月三〇日）

府県廃合ノ事ハ未ダ政府調査ノ内容モ聞カス、本会ニ於テモ県會議員撰挙ノ為メ各地ニ出張等ニテ未ダ調査会ヲ開カス。然レトモ、兩三日内ニハ調査会ヲモ開キ、猶政府ノ内容モ探クル積リナレハ、知レタル上ハ通知ヲ為スヘク、且ツ、可相成島根県ノ利益ニ尽力スヘシ云々

【史料10】櫻井駿衆議院議員（立憲政友会・兵庫県選出）（二〇月一日）

一己トシテハ府県廃合ハ同意ナレトモ、今之カ小廢合ヲ為スハ^{徒ニ地方ノ}不^得也

騷擾ヲ来スノミニテ不得策ナリ。寧ロ今少シ交通ノ便開ケタル上、大廢合ヲ行ヒ、道序ノ如キモノヲ置キ、郡役所ヲ廢シテ便宜ノ地ニ支庁ヲ置キ、町村制ヲ改正シテ町村ヲ合併シ、町村長ハ有給ノ制ト為シ、三十円乃至四十円ノ月俸ヲ与フルコト、スレハ、其人ヲ得ルコトモ難カラサルヘシ（郡長俸給四十五万円、郡役所平均一郡役所八千円、府県費七百万円云々）

是レ自己ノ意見ナルカ、政府ニ於テハ府県ノ廢合ハ之ヲ断行シ、其範圍十五県ヲ廢^シルト去^クフコトニ内定セルヤ^ハ聞^ク、而シテ郡役所ハ之ヲ存置スルコトニ内定セシヤニ聞ク。然レトモ政府ノ死活問題トハ為ラサルベシ。島根、鳥取ノ如キハ廢合ノ内ニ加ハリ居ルヤ否不明ナリ。若シ之ヲ廢合スルコト、為レハ、県庁移転ノ問題ハ随テ起ルヘシ。御話ノ旨趣ハ委細承知セリ云々

【史料11】山口宗義日本銀行理事（二〇月一日）

政府側ニ於テモ府県廢合案ハ必提出ナルヘキモ、必ス通過セ^シムルトノトノ意思アルニアラス。猶久保田ガ文部大臣ト為リシニ付、自然様子ヲ探ルコトモ出来得ルナラント、歛ニ托シ訪問セシモ、始終来人アリテ遂ニ口出シ出来ス。何レ時機ヲ見テ探リ報知スル所アルヘシ云々。且ツ本日ノ朝日新聞ニ府県廢合ノコトニ付記事アリシトテ、該新聞ヲ贈ラレタリ

【史料12】『東京朝日新聞』記事の筆写（二〇月一日付、同日夜）

朝日新聞記事

行政整理ノ結果廢合セラル、府県ハ十八ヶ所ニシテ、内、埼玉県ヲ廢シテ東京府ニ合併シ、茨城県ヲ千葉ニ、山形県ヲ秋田県ニ、滋賀県ヲ京都府ニ、奈良県ヲ大阪府ニ、香川県ヲ愛媛県ニ、山口県ヲ広島県ニ、佐賀県ヲ長崎県ニ、宮崎県ヲ鹿児島県ニ合併スルコト文ハ略確實ナルモノ、如シ。此外山梨県ヲ廢スルコトモ内定シ居レト、之ヲ東京府ニ合スルカ静岡県又ハ神奈川県ニ合スルカ分明ナラス。又岐阜県ヲ愛智^ニ合併シ、大分県ヲ福岡県若クハ熊本県ニ、和歌山県ヲ兩分シテ其一部ヲ三重ニ、一部ヲ大阪府ニ移シ、福井、石川、富山ノ三県ヲ一県若クハ二県ニ減シ、栃木、群馬、二県ヲ何レカ一方ニ合併スヘシトノ説アルモ、未ダ確報スルヲ得ス。尚、山陰道ノ島根、鳥取二県ハ、小県ナレトモ交通不便ノ為メ其儘存知^スル筈ナリト（^①圈点は原文のまま）

【史料13】松平直亮伯爵（二〇月三日）

昨日松方伯ヲ訪ヒ尋ネ見タルニ、府県廢合ノ事ハ聞居ルモ、何府県ヲ廢合スルトノ事ハ未ダ聞カス。問合セタル上報スヘシトノ事ナレハ、知レ次第報知スヘク、若シ不利益ノ事アレハ頼ム積リナリ。猶西園寺公ヲモ明日ハ訪フ積リナリ云々

【史料14】松平子爵（二〇月四日）

清浦二面会ノ節、之ヲ問ヒ、府県廢合ヲ実行スルトノ事ハ聞キタルモ、他二同席者モ有之、何府県ヲ廢合スルヤハ之ヲ聞クコトヲ得サリシ。其他内務省地方局在勤ノ大東某ニ問フタル、廢合府県ノ内、君ノ県ノ名ハ

無カリシ様寛ユトノ事ナリシモ、此人ハ新タニ地方局ニ入りタルモノナレハ、敢テ之ヲ信シ難シ。此件ハ次ノ議會ノ問題ト為ルコト無キモ、將來必ス起ルヘキ問題ナレハ、常ニ之ヲ心ニ留メテ図ル所アルヘシ云々。猶地方ノ諸氏ニ宜敷頼ム

【史料15】松平直亮伯爵（二〇月五日）

松江、米子ノ戸数、人口及銀行、会社、物産等ヲ取調、送付スヘキ様御依托アリ。猶松方始メ其外ノ返答知レ次第通知ス。佐藤、三島等へ宜敷トノ御伝言アリ

この【表6】と【史料1】〜【史料15】から指摘できるのは、次の諸点である。

第一に、福岡世徳市長が訪問した相手を見ると、これを、松江市・島根県関係者、政友会関係者、閣僚、その他（未詳）に分類することができる。この中、今回の上京活動で最も重要な役割を果たしたのは、松江市・島根県関係者であった。その松江市・島根県関係者には、松平直亮伯爵など旧藩主家に連なる人々、千家尊福男爵のように出雲大社大宮司でありながら、元老院議員から貴族院議員、文部省普通学務局長を経て埼玉・静岡県知事に任じ、一八九八年以来東京府知事の職にあつて内務省の地方行政事情に明るい者、園山勇前衆議院議員のように自由民権運動以来の盟友である者、若槻礼次郎（大蔵書記官兼参事官）・梅謙次郎（帝国大学法科大学長、内閣恩給局長、文部省総務長官などを経て法政大学総理）のような官界・大学界の要路にある者、山口宗義日本銀行理事のような金融経済界の要職にある者など、情報収集・陳情には極めて好都合な人々がおり（この外、大浦兼武通信大臣も一八九三年から九五年にかけて島根県知事であった）、また、実際に彼らは、

その立場と人脈を活用して具体的情報を入手し、福岡世徳市長に提供していた。福岡世徳は、その多くから、後述するように具体的に確度の高い情報を得ているのだが、『在京日記』の記述が示すように、これらの人々が福岡世徳市長に示した好意的な態度は注目に値する。¹⁵⁾

そして、その中でも、松平直亮伯爵が福岡世徳に示した厚遇には特筆すべきものがあつた。¹⁶⁾ 九月二〇日午前七時五五分に新橋に到着した福岡世徳市長は、恐らく別件の用務もあつた高橋慶太郎を直ぐさま訪ね、高橋義比助役、在京の子息福岡禄太郎に到着通知を出した後で宿所に入り、その日の夕方、第一の訪問先として松平直亮伯爵を訪ねて「上京ノ事件ヲ言上」し、伯爵から「夜食ノ饗ヲ受ケ」ていた。福岡世徳市長もまた、伯爵との特別な関係に加え、翌一九〇四年一月には貴族院議員となるような「議會制度百年史 貴族院・参議院議員名鑑」、その政治力と人脈に期待していたのである。

第二に、この上京活動からは、上述の訪問者から確認できる福岡世徳市長の多様な「人脈」が確認できるだけでなく、それぞれの訪問者自身が、福岡世徳のためにそれぞれの「人脈」を利用して情報収集に努めていたことも分かる。この点で重要なのは、前述の松平直亮伯爵の動きである。上京初日の夕刻、福岡世徳市長の要請をうけた松平直亮は、直ぐさま行動を起こし、翌日は自ら出かけて、【史料1】に示したとおり、九月二二日に通信大臣に就任したばかりの大浦兼武（元島根県知事）、松方正義、松浦内務秘書官、西園寺公望と連絡をとり、さらに西園寺公望の添書を得て桂太郎総理大臣に面会する見込みも立つ状況を作り出した。実際、福岡世徳市長は、二九日に再訪した大浦兼武通信大臣と面会して、山陰地方における鉄道敷設に関する政府の積極的対応、行政整理を完遂するという政府の断乎とした姿勢と、その一環としての府県廃合政策に関する政府の意欲が揺るぎないことを聞かされて

いるなど、現職関係からの情報入手に成功している。松平直亮はまた、当初の言明どおり松方正義と面会し、府県廃合案の詳細な情報入手する約束を得ていた。この点は、【史料14】に見られるように、松平子爵も同様で、清浦奎吾司法大臣に面会して府県廃合が実行されることを確かめ、さらに主担当部局である内務省地方局の現職官僚に島根県が含まれるか否かを確認し、その言に確信が得られないとして、将来の問題再発を予想して常に留意しておくとしているように、福岡世徳市長の要請に応じて正確な情報を収集・伝達しようとしていることが分かる。

【表7】で示したとおり、福岡世徳市長は、各方面に「上京ノ事件」について依頼・相談を行い、【史料1】～【史料15】のような情報を得ていたが、『在京日記』の記述による限りでは、情報提供がなされたことが確認できないのは千家尊福東京府知事と岸清一のみである。その千家尊福も「会合」を提案したと見られることから、福岡世徳市長は、ほとんど全ての依頼相手から情報提供を受けていたと言えよう。その情報を、内容と提供者について整理したものが【表8】であるが、これを加えて考察を続ければ、さらに次のことが指摘できる。

まず、福岡世徳市長が在京活動で入手した情報は、(1)廃合府県及びその中の島根県の処置に関するもの、(2)帝国議会での府県廃合法案の成立見通しに関するもの、(3)府県廃合推進に対する政府の姿勢に関するもの、(4)廃合後の県庁の位置に関するもの、(5)松江市に県庁を存置するための運動方法の教示、(6)島根県の利益・松江市の県庁存続のための工作の約束、(7)福岡世徳帰松後も情報収集活動を継続するという約束、(8)府県制の枠組自体に関する訪問相手の意見などであった。そして、これらの情報の内容から、福岡世徳市長が何に重点を置いて「頼談」したのかを窺い知ることができる。

【表8】福岡世徳市長の上京活動での入手情報

	松平直亮伯爵	若槻礼次郎	松平子爵	山口宗義	梅謙次郎	原田越城	大浦兼武	元田肇	江原素六	桜井駿	東京朝日新聞
対応する【史料】番号	1 13 15	2 14	3 11	4	5	6	7	8	9	10	12
(1)廃合府県(○)及びその中での島根県の処置(◎)に関する情報の提供			○	○	◎	◎	○	◎		◎	◎
(2)帝国議会での府県廃合法案の成立見通しに関する情報の提供	○	○	○			○	○				
(3)府県廃合推進に対する政府の姿勢に関する情報の提供		○	○	②			○				
(4)廃合後の県庁の位置に関する情報の提供	○				○	○		○		○	
(5)松江市に県庁を存置するための運動方法の教示		○					○				
(6)島根県の利益・松江市の県庁存続のための工作を約束	○				○				○		
(7)福岡世徳帰松後も情報収集活動の継続を約束	○		○	②	○				○		
(8)府県制枠組自体に関する意見の表明		○								○	
(9)人脈を活かして収集した情報の提供	③		○	②	○						

出典：福岡世徳『明治三十六年九月 在京日記』（福岡世徳関係文書）により作成
注：丸数字は、当該情報の提供回数を示す。

(1) 廃合府県及びその中の島根県の処置に関する情報

前述のように、『山陰新聞』が府県廃合に賛成しており、かつ、島根県を鳥取県に併合するとの情報もたらされてきたことからすれば、府県廃合の具体計画の確認、廃合計画中に島根県は含まれるのか否かの確認は、福岡世徳市長が第一に知りたいものであったと言えよう。福岡世徳は七人から府県廃合計画一般についての情報を得、その中の四人からは島根県に関する情報を得ていたが、中でも【史料5】の梅謙次郎がもたらしたのは、府県廃合の具体的計画を担当する内務省地方局の吉原三郎局長に直接尋ねてのもので、なお含みはあるものの、島根県・鳥取県の合併はないとの情報であった。

(2) 帝国議会での府県廃合法案の成立見通しに関する情報

島根県が鳥取県に併合されるという情報がある段階では、その真偽とともに、府県廃合計画自体の成否、即ち、法律案の議会通過の可能性が重要になる。この点についても、【史料2】の若槻礼次郎、【史料6】の原田赳城、【史料11】の山口宗義のように、法案成立に否定的な情報を提供する者がいる一方、当然の事ながら【史料7】の大浦兼武逋信大臣のように、政府の固い決意を伝える者もあった。

(3) 府県廃合推進に対する政府の姿勢に関する情報

法律案が議会を通過するか否かは、議会の勢力分布・意見分布によるが、法案成立にかける政府の姿勢も重要である。この点でも、政府の揺るぎない意思を語る大浦兼武を除くと、【史料2】の若槻礼次郎、【史料3】の松平子爵、【史料11】の山口宗義はそれぞれに政府の姿勢のあいまいさ、駆け引きの具という見方を示していた。

(4) 廃合後の県庁の位置に関する情報

島根県が廃県の対象とならず、現状どおり単独の県として存続する場合は

問題はないが、廃止されて他の県と統合される場合は、県域の分割を伴うか否か、どの県と統合するのか、その統合は島根県を主体として他の県の全部または一部を併合するのか、他の県に島根県の全部または一部が併合されるのか、が問題となる。そして、このように島根県が廃合対象となる場合、松江に現に在る県庁は存置されるのか否かがさらに問題になる。京都の市長として、その振興策を模索している福岡世徳が最も関心をもち、この上京活動の眼目としたのは、まさにこの点、即ち、県庁移転の有無の確認と、県庁移転の回避であった。【史料2】の若槻礼次郎、【史料5】の梅謙次郎、【史料7】の原田赳城、【史料8】の元田肇、【史料10】の櫻井駿の言は、そのことを示している。中でも元田肇の語るところは、島根県・鳥取県の合併があれば県庁は必ず米子に置かれるとする点でも、府県廃合を円滑に進めるために県庁移転は有効な手段とする点でも、福岡世徳市長にとっては危機感を増幅させるものであっただろう。また、【史料15】の松平伯爵の注文は、県庁所在地を松江・米子のいずれにするか検討されるという事態になった場合に備えて、政府要路への工作のために両市の状況を承知しておきたいという意図から出たものと考えられることもできよう。

(5) 松江市に県庁を存置するための運動方法の教示

このように見ていくと、【史料2】の若槻礼次郎が、「松江ノ県庁ヲ他ニ移サレンコトヲ防ク」ための運動方法論を教示していることは、福岡世徳市長の上京活動のねらいの核心を示していると言えよう。【史料7】の大浦兼武が、県庁所在地となることを求めている陳情運動では内閣は動かさないとする中で、若槻礼次郎の教示は、搦め手からの運動が奏功するということを示唆するものであった。

この点に関連して、福岡世徳自身は県庁所在都市から県庁が無くなるとい

うことについての具体的な考察は行っていないが、廃県対象として取り沙汰されている和歌山市の市議会議長が次のように述べているのが参考となる。即ち、和歌山市の場合、分割されて大阪府と三重県に統合され、県として消滅すると報じられているのであるが、『紀伊毎日新聞』一九〇三年一月二七日付の「廃県問題協議会の概況（承前）」が報じる森和歌山市議会議長の同協議会席上での挨拶が、県庁移転の影響を端的に論じている（13ページ）で述べた廃県反対理由の中の第五点。

若し和歌山県庁を廃止せば、知事初め官吏の俸給・庁費・旅費等国庫より当地方に送來るもの六七万円、又県内外より地方庁へ來往する人の滞在費を杜絶し、其他種々の点に於ては非常なる損害を被り、殊に市は忽ち荒涼の郷と變すべし。抑土地の繁榮は、政治上の中心と經濟上の中心と相待ちて之れを全ふするものなり。東都の繁榮は百官有司星羅雲集するが故なり。若し他に都を遷さるゝこともあらば、復た今日の光景を保つ能はざるべし。

ここに、日清戦争前から松江市の人口が減少し、米子・安来に後れをとっているという危機意識から（竹永三男一九九四年b）、県都松江市の市長としてその振興策を模索している福岡世徳の、府県廃合計画に対する最大の関心があったのである。

(7)福岡世徳帰松後も情報収集活動を継続するという約束(6)は「情報」なし
その点で、今回の上京活動で情報を提供してくれた者の多くが、引き続き情報入手に努力し、これを伝達するとともに、【史料9】の江原素六のように「可相成島根県ノ利益ニ尽力スヘシ」と明言してくれたことは、福岡世徳市長にとっては上京活動の成果を確信させるものであったと言える。

(8)府県制の枠組自体に関する訪問相手の意見

なお、【史料2】の若槻礼次郎、【史料10】の櫻井駿が、福岡世徳市長の意見を離れて、政府の府県廃合計画が現行の府県制の枠組みの中で策定されていること自体に批判的意見を述べている。この中、若槻礼次郎の言は、前述の「国の総合出先行政機関」と「府県自治体」という府県の二重性を否定し、中央集権的地方統治を論じるものであり、櫻井駿の主張は、戦時体制下の地方総監制に至る道州制論の先駆、町村制・郡制・府県制の全構造を改編しようとする議論として注目される。¹⁹⁾

福岡世徳市長は一〇月三日、千家尊福に「暇乞ヲ為シ」ていた。ここに至る上京活動で得られた松江市・島根県関係者の好意的対応、【史料12】の一〇月一日付『東京朝日新聞』記事に示される島根廃県の可能性の減少などが、上京活動打ち切りの判断を促したものと考えられる。そして、それはまた、一二月にかけて急速に展開する廃県反対運動に直接には参加しないことにつながるものでもあった。

おわりに

第一次桂太郎内閣の府県廃合計画は、それ自体が県都松江市の今後を左右する性格のものであった。第十九議会の冒頭解散によって「府県廃置法律案」は成立しなかったが、島根県の処置と県庁の位置如何を確認し、県都としての松江市の位置を確保しようとする情報収集・依頼に奔走した福岡世徳市長の上京活動は、都市としての地盤沈下に悩み、振興策を必至に模索する地方都市・県庁所在都市の市長としての危機意識に突き動かされたものであった。そして、その上京活動で示された福岡世徳市長の人脈は、旧藩王家、政界・官界・経済界・学界の要路に在る松江市出身者や、自由民権運動から立憲政友会の

成立に至る政治活動の中で培われた結びつきをもつ人々との関係が、情報収集と陳情に十分に機能していることを示していた。その点で、福岡世徳市長の上京活動は、近代日本の政治史における中央と地方の政治的関係を、府県統合という国家の地方統治の根幹に関わる問題と、地方都市の市長の中央政界への陳情活動の方法の両面から、具体的に示すものと言えよう。

また、本件の主題である府県廃合計画と廃合が取りざたされた諸県の反対運動について見れば、廃藩置県後の府県体制の変動の中で、一八七六年の三府三五県体制から、奈良県・鳥取県などの県再置運動を経て成立した一道三府四三県という枠組みが、単に上から設定されたものというに止まらない実態をもって定着し始めていることも示していた。旧国・旧藩の枠組みによる反「廃県反対」の主張など、錯綜した動きをとまなかつつ展開した一九〇三年の府県廃合計画をめぐる動きは、近代日本における政治・行政と地域との関係を考える素材としても意味をもつものであった。

〔注〕

- (1) 市制施行から敗戦までの五六年余の期間に、松江市長に任じたのは、福岡世徳(四期)、高橋義比(三期)、高橋節雄(二期)、石倉俊寛(四期)の僅か四名であった。これを、同じく日本海側にあつて、近世城下町から県庁が存在する近代都市となった金沢市と比べてみれば、同期間に金沢史では一〇人の市長が交代している(本康宏史「序章 地方都市『金沢』―その輪郭と史的分析的視角―」橋本哲哉編『近代日本の地方都市 金沢/城下町から近代都市へ』日本経済評論社、二〇〇六年)。このことは、松江市の政治状況の特徴(政治的安定性)を示すものとして、注目すべき点である。
- (2) 福岡世徳関係文書は、福岡世徳が市長在任中とそれ以後、常時携帯して重要事項を筆記した『公務手帳』一二冊、経歴・旅行日程・自身と家族等の重要事項を記した『備

忘録』一冊、第一次桂太郎内閣による府県廃合計画策定の情報に接して、一九〇三年九月から一〇月に行った上京活動を詳細に記した『在京日記』一冊のほか、近代の文書群から成る。筆者はこれまで、本稿末尾に記した論考・史料翻刻を發表し、その紹介・検討を行った。

- (3) 明治三十六年十一月五日「内務大臣提出府県廢置法律案」(明治卅六年 公文雜纂 内務省三止 卷十三) 国立公文書館所蔵。また、明治三三年法律第三十五号「府県制」は、その第三条で、「府県ノ廢置分合又ハ境界變更ヲ要スルトキハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」と規定している。

- (4) 「府県廢置ノ為メ改正ヲ要スル法規」及び要措置事項として内務省が取りまとめたものは、次のとおりである。

「衆議院議員選挙法」(別表に規定された選挙区の再編と議員定数の配分)
「貴族院令」(多額納税議員の定数と選挙法)
「罹災救助基金其他府県有財産」・「府県ノ营造物及債権債務」・「旧府県ニ於ケル事業並財務ニ関スル繼承方法」・「官報到達日数」
「農工銀行法」(営業区域及び株主要件)

「土木監督官制・専売局官制・稅務監督局官制・林区署官制・鉾山監督署官制・通信官署官制・海事局官制」(府県名を掲げる官制)

「旧府県ノ吏員」・「旧府県ノ事業財産营造物權利義務」・「旧府県ノ法規」

(明治卅六年 公文雜纂 内務省三止 卷十三) 国立公文書館所蔵) による。

- (5) この「府県廢置法律案」によつてできる一道三府二四県の中で、道庁府県名と県庁所在都市名が一致しないのは、北海道庁の外は、神奈川県・三重・沖縄の三県である。
- (6) 『紀伊毎日新聞』一九〇三年一月一日付は、県庁所在地をどこにするか等は調査中と報道している(表5) 参照。

- (7) 同法律案の上奏裁可請願書の「可」印の下に墨書追記された文言(明治卅六年 公

文雜纂 内務省三止 卷十三「国立公文書館所蔵」による。

(8) 旧藩・旧国が、近代にあっても独自の地域的活動の単位として機能していることについては、同郷会の組織化、同郷人雑誌の刊行を分析した中で論じたことがある(拙稿「同郷会の成立―一八八〇―一八九〇年代における同郷会の成立」高井悌三郎先生喜寿記念事業会編『歴史学と考古学』真陽社、一九八八年)。

(9) 府県廃合計画の策定とこれに対する反対運動が展開していた一九〇三年の政治情勢については、宇野俊一「第一次桂内閣」(林茂・辻清明編『日本内閣史録1』第一法規出版、一九八一年)参照。

(10) 福岡世徳は、市長在任中の一九〇一年四月一六日には立憲政友会本部から「島根県支部創立委員」を囑託され(福岡世徳関係文書、市長退任後の一九一二年五月五日の総選挙で松江市選挙区から衆議院議員に選出されて、立憲政友会に所属していた)「議会制度百年史 院内会派編衆議院の部」。

(11) 一〇月一日に山口宗義を訪ねた福岡世徳市長は、山口から「府県廃合」記事を書き載せた同日付の『東京朝日新聞』を提供され、宿に持ち帰って『在京日記』にその記事を書き写していた。

(12) 福岡世徳市長がこの上京活動を行うに至った直接の契機について検討すると、差しあたり、①新聞報道による情報入手(前述)、②在京の島根県・松江市関係者からの情報提供、③他県の廃県反対運動従事者からの情報提供の三つの契機が考えられる。

この中、②在京の松江市・島根県関係者からの情報提供という点について見れば、後述するような福岡世徳とこれらの人々との親密な関係からすれば、その可能性は考えられる。また、③他県の廃県反対運動従事者からの情報提供の可能性については、福岡世徳市長は、関西各市協議会への出席と協議、その機会を利用した西日本各都市への出張とそこでの鉄道・勸業施設・学校等の精力的な視察・実地研究など、松江市長として他の県庁所在都市市長等との人的つながりを形成していたことは十分に

想定できる(竹永三男一九九四年b参照)。

(13) この時期に子爵であった島根県関係者は、次の三名である(『華族大観』華族大観刊行会、一九三九年。但し、日本図書センター復刻版、一九九〇年による)。

松平武修 美作国旧鶴田藩主松平武聰の子

松平直平 松平直亮弟、出雲国旧広瀬藩主松平家養子、一八八四年子爵、一八九七年

七月から一九三九年七月まで貴族院議員、研究会所属。

松平直敬 出雲国旧母里藩主家。一九〇三年三月から一九一二年七月まで貴族院議員。

この中で、福岡世徳が上京活動で頼った人物として、また、福岡世徳に提供した情報の質と量から判断して、松平直平であろうと推定する。

(14) 福岡世徳市長が『明治三十六年九月 在京日記』に書き写したこの『東京朝日新聞』記事は、細部で原文とは若干の異同があるが、記事の情報内容は同じで、正確に書き留められている。また、この記事は、「東京電報(九月三十日巻)」として、「廃合の府県」という見出しで『大阪朝日新聞』一〇月一日付にも掲載されている。

(15) 福岡世徳市長の上京目的である、島根県の処遇、県庁の位置等に関する情報の提供はもとより、松平直亮伯爵や梅謙次郎のように食事を馳走する者、園山勇のように宿泊させる者など、単なる上京・陳情者とその相手方というに止まらない親密な信頼関係が見て取れる。

(16) 子息福岡禄太郎は、今回の在京中の九月三〇日、福岡世徳に「上海行」(東亜同文書院入学)が確定したことを報告していたが、翌一〇月一日、福岡世徳は「松平伯爵邸二伺候シ、禄太郎二付テ之御礼ヲ述ベ」ていた。福岡世徳と松平直亮伯爵との関係は、旧君臣の情誼というに止まらず、その家族に及ぶ深いものであったことが分かる。なお、福岡世徳は、この後、市長在任中の一九〇六年二月、七日松江市出発、二五日帰松という長期間、静岡県沼津に「松平伯爵御見舞」に行っていた(『備忘録』)。

(17) 九月三〇日に訪ねた元田肇の談話の中で、「高橋慶太郎弁護ノ事」という記述がある。

『議院制度百年史 院内会派編衆議院の部』は、高橋慶太郎が一九〇三年一〇月九日、衆議院議員「選挙法第十一条該当」（選挙権及被選挙権の欠格要件を規定）で退職と記している。

(18) 上京二日目の九月二一日、早朝から千家尊福を訪ねて「上京ノ事件ヲ頼談」した福岡世徳市長がその報告を松平直亮伯爵にしたところ、松平直亮は、「会合ニハ及ヒ間敷」と答えていた。千家尊福は、福岡世徳市長の上京活動が効果的に進むように、島根県関係者の「会合」を提案したとも推定できる記述である。

(19) 櫻井駿は、立憲政友会にあって、府県廃合問題の調査を担当していたが、その調査活動に関する報道の中で、福岡世徳市長に対して述べた内容と同様の主張を展開している。

府県廃合と政友会 府県廃合問題に就き、政友会は、栗原亮一、櫻井駿の両代議士をして調査せしめつゝあるが、其語る所を聞くに左の如し

政府当局が行政、財政整理上の結果として府県廃合問題を案出し、来る十九議会に提出せんとし、其廃合すべき府県は大略十五県位なるべしとの説あれども、今日之を實行せんとするは大早計たるを免れず。試に財政整理上より来る問題なりとせんか、本問題実施に依り節減する所の金額は、一府県平均二万円内外なるべしと云ふも、仮に府県を廃合すれば、出張所様のものを設けざれば行政機関の円満なるは供出難く、従て当局者所算の三十万円内外の金額は、或は恐らくは二十万円内外に減ずるやも計り難し。尚府県の廃合により減額すべき重なる費用は、府県知事、書記官、参事官、警部長の俸給位に過ぎざるが、三十有余年の久しき風俗習慣等の歴史的自然的関係より形成せる府県組織を打破改造して、僅かに二十万円内外の金額を減殺せんより、寧ろ郡制を改正すること目下の急務ならん。政府当局者は、府県の廃合は、郡制改革より寧ろ地方の苦情少なかるべしとの意見を持するもの多き様なれども、政党出身者にあらずる

一弊として、斯の如く下層の事情に疎き事情あるは免るべからざる結果ならん。併し百尺竿頭一步を進めて、政府案に賛成すべしとせば、交通機関の略ぼ完成を告ぐるの後、更に大廃合を断行し、中央政務の一部を畿内八道に分割し、東海道庁、西海道庁と云ふ如きものを設置し、郡制を廃して、町村の区域を拡張するを以て勝れりとする。要するに、当期議会などに提出すべき問題にあらず云々

〔紀伊毎日新聞〕一九〇三年一〇月二日付
「政党出身者」でない桂太郎内閣は、下層の事情に疎いたため、府県廃合に対する反対は郡制廃止より少ないとするような見込み違いをしていること、政府案のような小規模な府県廃合でなく、交通網が発達・完成した将来において、全国を畿内と八道庁に分割してこれに政府権限を委譲するとともに、郡制廃止、町村合併を行うという構想を提示している。その内容を、本稿の三で論じた『山陰新聞』の連続社説「二政の整理」と比較すると、櫻井らの所説が、府県廃合の財政節減効果を重視せず、「道州制」につながるような畿内及び八道庁制を提示していることなどでは異なるものの、郡制廃止、町村合併などと共通する点も見られる。

〔福岡世徳関係文獻〕

竹永三男・法文学部近現代史セミナー「初代松江市長・福岡世徳文書（一）」同（二）「同（三）」『山陰地域研究 伝統文化』第六号、第七号、第一〇号、一九九〇年、九一年、九四年 a)

福岡世徳文書研究会「初代松江市長・福岡世徳文書（四）」同五『山陰研究』第一号、第二号、二〇〇八年、二〇〇九年

竹永三男「旅をする市長―初代松江市長・福岡世徳の旅―井ヶ田良治ほか編『歴史の道・再発見』第五卷（渡来文化から長州戦争まで―山陽・山陰道をあぐるく―）、フォーラム A、一九九四年 b)

松尾寿・田中義昭・渡邊貞幸・大日方克己・井上寛司・竹永三男『島根県の歴史』山川出版社、二〇〇五年

〔付記〕

本稿脱稿後、浦田正吉氏の『近代地方都市下層社会の研究』（桂書房、一九九四年）が、その「第三章 自治体としての富山県の成立」の「第二節 明治三十六年の府県廃合問題と富山県」（初出は『富山県史たより』三号、一九七八年）において、富山県における廃県反対運動を、福井県・石川県の動向を視野に入れながら論じておられることを知った。浦田氏は、憲政本党系の地域新聞『富山日報』や富山県行政文書の分析に基づいて、府県廃合問題の経過を追うとともに、富山県議会・富山市議会・富山商業会議所など富山県側の反対運動を、治水・土木・勸業等に係る県財政の特徴との関連で分析するなど、廃県反対運動を富山県の実情に即して内在的に分析しておられる。

また、二〇一〇年三月刊行の『山口県史 史料編 近代2』は、「山口県非廃県同盟会」の『存県趣意書』や『馬関毎日新聞』所載の「非廃県の政談演説」会の記事を収録しており、重松正史氏が簡潔な解説を加えておられる。

なお、本稿は、島根大学法文学部山陰研究センターの二〇〇九年度山陰研究プロジェクト「初代松江市長・福岡世徳文書の解説・翻刻・研究と『初代松江市長・福岡世徳―史料と研究』（仮題）の刊行」（課題番号〇八〇三。研究代表者・竹永三男）、及び島根大学プロジェクト研究推進機構「萌芽研究部門」「歴史・文化資源を活かした『地域まるごとミュージアム』化実践プロジェクト―島根大学旧奥谷宿舎を取り巻く『ひと・まちなりわい』をキーワードにして―」（プロジェクト・リーダー・会下和宏）の成果の一部である。

（たけなが みつお 島根大学法文学部教授）

